

地名 散歩

第138回 丁目とは何か

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

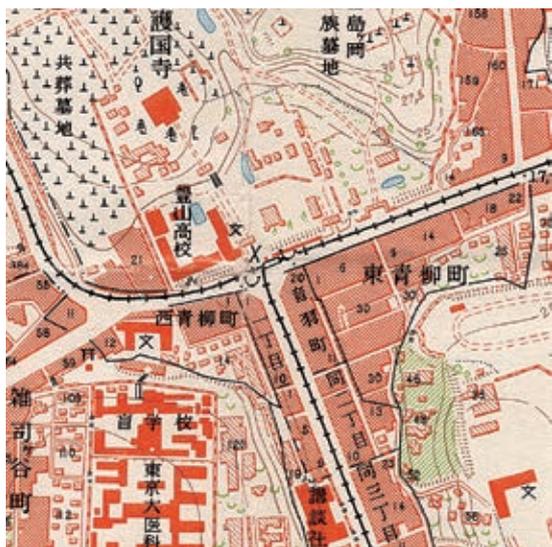
政治家が最優先項目と位置づける政策を「一丁目一番地」と呼ぶのはおなじみだ。それはともかく、実際の「丁目」がどのような順番で並んでいるかといえば、中心部に近いところが一丁目、という印象がある。実際に東京の銀座では北から南へ並んでいるが、なるほど江戸から放射状に伸びる五街道の起点は日本橋で、そちらに近い北端が一丁目だ。逆に日本橋の北側に位置する室町(現日本橋室町)は日本橋に近い南側から北へ向かって一丁目、二丁目、三丁目と並んでいる。

そもそも丁目の「丁」は長さの単位「町」だ。具体的には60間(1間約1.82m×60＝約109m)である。起点に近いエリアが一丁目、そこから1町の距離を進めば二丁目、3町行けば三丁目、というのが本来のあり方であった。江戸期から引き継がれている現在の

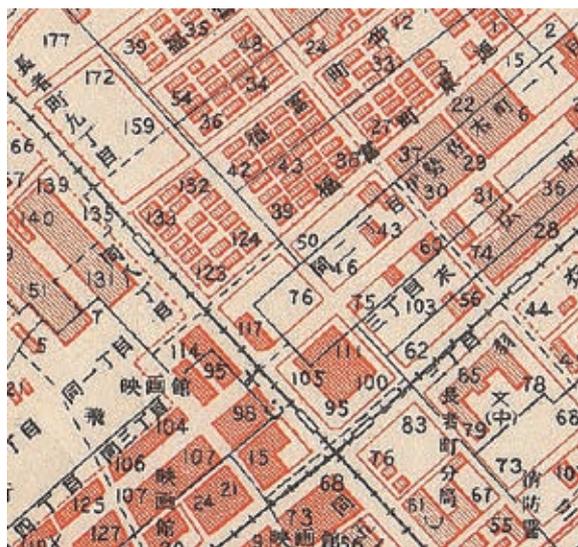
銀座も街区の南北の正味の寸法がちょうど1町になっている。四丁目までだった銀座は関東大震災後の復興事業で町の統廃合があり、昭和5年(1930)に五丁目～八丁目が追加されて南北1.1kmまで大拡張した。

さらに長い町が京都市の本町で、五条通に面した本町一丁目からひたすら伏見街道沿いに南下し、伏見稲荷のすぐ手前までの2.8kmに及ぶ。もっとも十一丁目から二十二丁目までは明治2年(1869)に一ノ橋町(十一丁目)、二之橋町(十三丁目)、大下之町(二十二丁目)などの計13町を改称して加わったものだが、各丁目の南北の寸法はほぼ一定しており、一丁目あたりの長さは約127mと1町(丁)の長さと同様だ。

江戸の町でも、必ずしも日本橋とは関係ない「丁目」もあった。たとえば元禄10年(1697)か



護国寺の門前町である東京都文京区音羽町(現音羽)は山門に近い方が一丁目であったが、住居表示実施後の現在は皇居に近い南側が一丁目。1:10,000「池袋」昭和31年修正



横浜市中区長者町は「字丁目」なので地番が一丁目から九丁目まで通し番号になっている(図の空地は震災跡)。直交する伊勢佐木町も同様だ。1:10,000「横浜」昭和23年修正

ら護国寺領となり、その門前町として発達した音羽町(現文京区音羽)である。ここでは護国寺の門前が一丁目で、南端の江戸川橋側が九丁目であった。その出自からすれば当然だろう。

ところが、戦後に住居表示法が施行された際、東京都では丁目の振り方について「東京都における住居表示の実施に関する一般的基準」(東京都総務局行政部・昭和38年)を定め、「特別区にあっては、都心を皇居と定め、放射状の町は都心に近い点を起点として放射状に進み、環状式の町は、地方的中心に近い点を起点として、都心に対して環状に進むよう配列すること」と明記した。このため放射状の町とみなされた音羽では護国寺に近い一丁目はひっくり返され、皇居に近い江戸川橋寄りを一丁目、護国寺側を二丁目(二丁目までに統合された)にされてしまったのである。なんとも四角四面な対応だ。

ついでながら、住居表示が実施された区域では「丁目」は長さの単位を外れてブロックの呼称となっている。ここでは「丁目」までが独立した町名なので、厳密に言えば東京都中央区銀座四丁目5-11(和光の住所)のうち町名は「銀座四丁目」だ。本稿では町名表記を漢数字、街区符号(5)と住居番号(11)をアラビア数字で表記して両者をハイフンで結んだが、実際には4丁目5-11(和光ホームページ)というアラビア数字表記の丁目はごく一般的だし、銀座4-5-11という簡略化した表記は最も一般的だろう。

ちなみに住居表示を実施した区域では自治体ごとに「実施要項」があり、どこを基準点(中心)として丁目をどのように進行させるのかを定めている。基準点はおおむね市の中心地が多く、具体的には中心の駅や市役所、主要

道路の交差点などが選ばれる。たとえば神奈川県平塚市の基準点は「平塚駅」、北海道恵庭市は「国道36号線と島松川の交点」、秋田市では「市役所に近い町を起点」などさまざまだ。

住居表示実施済みの町が「丁目込み」であるのに対して、未実施の区域では一般に丁目は「字名」として扱い、業界では「字丁目」などと呼んで区別している。横浜市では両者が混在しているが、「丁目を含む町名」は住居表示済み(町名地番整理実施済みも含む)の区域と字丁目を区別するため、たとえば横浜市市民局が刊行した『横浜の町名』(平成8年)では、漢数字の丁目は町の区域を表現し、アラビア数字の丁目を「小字の区域」として両者を区別している。前者は「大岡一丁目～五丁目」、後者は「長者町1丁目～9丁目」だ。もちろん実生活ではいずれもアラビア数字、漢数字の双方で書かれるので、その差異はふつう気にしない。

それでも地番に注目すると両者の相違は明らかで、原則として丁目を含む町名の場合はそれぞれ1番から振っているのに対して、字丁目は字らしく連番(地番区域が大字)となっている。たとえば前出の横浜市中区長者町は1丁目(1～4番)、2丁目(5・6番)、3丁目(7・8番)、4丁目(9～11番)が街区ごとに親番号を配して以下を支号(枝番号)とする「ブロック地番」が並び、以降は番号が飛んで5丁目48番から9丁目178番まで旧地番が連なっている。12～47が欠番となっているのは、戦後のある時期に1～4丁目を地番整理したためだ。

地租改正以来、大字が地番区域であった郊外都市などが市制施行し、「字丁目」を後付けで設定することも行われているが、丁目が旧来の小字の順でない場合、丁目と地番は必ずしも連続していない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 800
2023 September



表紙写真
「収穫間近」

第38回写真コンクール入選
濱田 理恵(補助者) ●三重会

秋のお彼岸が近づくとその年の暑さ寒さに関係なく花を咲かせる彼岸花。咲き終わりにおれりと葉が出ます。水仙の球根とそっくりですが、水仙は葉が出て花芽が出てきて咲きます。花と葉は生涯出会うことはありません。

地名散歩 今尾 恵介

03 専務理事・常務理事・常任理事就任の挨拶

10 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—
第93回 土地家屋調査士事務所におけるパワーハラスメント防止対策について
のぐち社会保険労務士事務所 野口 肇

14 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—
第94回 土地家屋調査士の歴史について「歴史を振り返る、現在、未来」 第三部
長野県土地家屋調査士会 松本 誠吾

20 会報800号を迎えて①

22 「測量の日」記念フェア2023 (第25回近畿地方測量技術発表会)

25 測量・地理イノベーション大会2023 ～集い再び～

28 第16回つくば国際ウォーキング大会

30 続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.115 千葉会/滋賀会

33 (お知らせ) 土地家屋調査士調査情報保全管理システム 「調査士カルテ Map」の価格改定について

34 公嘱協会情報 Vol.163

36 国民年金基金

38 土地家屋調査士名簿の登録関係

39 ちょうさし俳壇

40 会務日誌

41 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

42 各土地家屋調査士へ発信した文書

43 編集後記

43 お知らせ

専務理事就任の挨拶

専務理事 たかくら たけし
高倉 健



この度、専務理事を拝命致しました、富山県土地家屋調査士会の高倉健です。このような要職を担うことに少なからず戸惑いもありますが、同時に、全国の土地家屋調査士の為に働けることは大変光栄に思います。

これまでの二期4年間は、総務担当役員として眼前に迫る制度の問題点を規則等の改正により一つ一つ是正する事を役割としておりましたが、専務理事として迎える新しい任期は、より俯瞰した視座で全体を見渡す力や、対外的な窓口としての役割を求められることとなります。法務省や日本司法書士会連合会等の外部団体のみならず、ブロック協議会や各土地家屋調査士会と連合会とのパイプ役としての役割を自覚し、専務理事としての役目を全うしたいと思います。

近年、様々な法改正や技術の進歩により土地家屋調査士を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。そのような社会情勢において、いつまでも土地家屋調査士が国民に必要とされる資格であり続けられるよう、地図づくりや狭あい道路の解消等を一例とした土地家屋調査士の担う業務が、社会資本の基盤強化に通じ、国民生活の安定・安全に寄与する資格であるという事を社会に訴求し続けなければなりません。日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会が足並みを揃え三者協働して様々な外部への発信を円滑に行うためにも、対外的な窓口としての役目を果たすつもりです。

今期の日本土地家屋調査士会連合会は土地家屋調査士である私と花岡が専務・常務として執務いたします。二人協力しながら、制度発展の為に尽くしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

常務理事就任の挨拶

常務理事 はなおか まこと
花岡 真



この度、中国ブロック協議会から推薦をいただき理事に再任され、7月4日の理事会において常務理事を仰せつかり、重責に身の引き締まる思いです。常勤役員として執務をいたします。

前期は、制度対策本部担当理事として、土地家屋調査士制度の向上発展に深く関わる緊急の諸課題に迅速対応すべく対外的な役割を担っておりましたが、今期は、常務理事として主に対内的な役割を担うこととなります。常務理事の職務は、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第3条に規定されておりますが、加えて、今期は土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録事務等(同規則第2条第8号)も担当させていただきます。

本年度の事業方針大綱には、「7. 様々な実情に目を向けた会務運営」として、会員登録に関する事務への意識向上をはじめとする組織としての危機管理に関して、多くの場面を想定しつつ備えを拡充するとともに、丁寧かつ謙虚な会務を意識し、全国の多様な実情を踏まえた運営に尽力しますと記載があり

ます。また、会員と各土地家屋調査士会を下から支える連合会であり続けることもアナウンスされています。これらを実行するためには、早急に事務局組織の強化が必要であると考えますが、差し当たり、山積する案件に安定して迅速かつ、適正に対応するために各部間及び各部と事務局間の連携調整を意識しつつ、事務局と力を合わせて会務運営をしていきたいと思いをします。

今期の役員人事では、常勤役員は1名とする体制でスタートしております。高倉専務理事と力を合わせ、土地家屋調査士制度発展のために尽力する所存ですので、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。



常任理事・制度対策本部担当就任の挨拶

常任理事 うちの あつし
内野 篤



この度、常任理事(制度対策本部担当)を拝命しました東京土地家屋調査士会所属の内野篤です。前々期と同様に専ら制度対策本部を担当する常任理事として務めることになりました。土地家屋調査士制度の発展のため力を尽くしてまいり所存です。

制度対策本部は、土地家屋調査士制度の向上発展と会員の業務の改善進歩に関する緊急な課題に対し、迅速な対外活動を実施するために設置され、会長が本部長として統括する組織となっています。

今期、制度対策本部で行う事業は、次のように計画されています。

「制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開」として、所有者不明土地問題、民法及び不動産登記法の一部改正及び相続土地国庫帰属法に関する対応等を行うこと。制度の発展・拡充のための情報収集と政党への要望活動を行うこと。

「土地家屋調査士制度改革の推進」として、次の土地家屋調査士法改正に向けた対応と土地家屋調査士試験制度に係る問題の対応を行うこと。

「土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処」として、国のデジタル政策及び社会構造変化がもたらす土地家屋調査士業務への影響に関する情報収集を行うこと。

「情報管理システム構築のための調整対応」として、会員情報の効率的な運用を行うため、情報管理システム構築のため関係各部の取組について調整を行うこと。

「学識者等との共同活動」として、土地家屋調査士制度の将来へ向けた、政策立案のための統計分析に関する活動を行うこと。必要に応じて土地家屋調査士の制度と業務に関する学識者との共同研究等を行うこと。

「連合会組織改編に関する検討」として、制度対策本部の在り方の検討を含め、土地家屋調査士総合研究所(仮称)設置に向けた検討を行うこと。

以上の事業計画のほか、緊急な対応が求められる課題が発生したときに適時・適切な対応を行うことが、その本来の役割とされています。

このように行うべき業務は、広範多岐に渡りますが、これまでの連合会の各種事業等の継続と発展を基盤として、将来を見据えたより良い土地家屋調査士制度を実現するため、会長の下、役員の方々と連携・協調して業務を遂行してまいりたいと思いをします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

常任理事・総務部長就任のご挨拶

総務部長 おおくぼ ひでとも
大久保 秀朋



この度、常任理事(総務部長)に就任いたしました、香川県土地家屋調査士会所属の大久保秀朋と申します。前期は財務部長を務めさせていただき、多くの方のご協力のもと任期を全うさせていただき一息ついていた矢先に、今期は総務部長という大役を仰せつかることとなりました。

岡田会長のもと、土地家屋調査士制度の発展、会員の皆様の社会的地位の向上に資するため、連合会の事業が円滑に遂行されるように連合会全般の運営、登録、会員指導等の総務的役割を通じて尽力して参ります。

昨年発覚しました登録事務の遅滞に関しては、前期総務部においてその対応策を講じていただきましたが、今期も引き続き注視し、同様の事態が二度と発生することのないよう、適宜改善を図っていきたいと考えています。また、各土地家屋調査士会や外部からの照会・問合せは年間約200件とお聞きしており、できる限り迅速・丁寧に対応したいと考えていますが、時間を要する案件等もあるかと思っておりますので、その際にご理解をお願いいたします。

また、前期財務部長を務めさせていただいた経験から総務部と財務部は連合会の運営全般に係る事項が多く、他の事業部との連携も重要であると感じましたので、各部との連携も強く意識し、組織の連帯感を強められるよう取り組みたいと思います。

登録や会員指導に係ることは各土地家屋調査士会から照会を多数いただきますが、地元会での役員経験を活かし、各土地家屋調査士会の立場を理解しながら協力して事案に対処できるよう、また岡田会長の所信にもありました、連合会が下から会員を支える組織となれるよう努めたいと思います。

担当の北村副会長、市川次長(神奈川県土地家屋調査士会)、高倉専務理事(富山県土地家屋調査士会)、外部理事(弁護士)の権田理事という頼もしいメンバーと共に協力して会務に当たり、連合会の円滑な運営を支えて参りたいと考えておりますので、会員の皆様2年間どうぞよろしくお願い致します。



常任理事・財務部長就任のご挨拶

財務部長 ちば まさかず
千葉 正和



東北ブロック協議会から推薦をいただき、常任理事(財務部長)を拝命いたしました岩手県土地家屋調査士会所属の千葉正和です。よろしくお願い致します。

財務部の1つ目の仕事は、連合会の会務運営や事業遂行により日々発生する予算の執行を滞りなく行うことにより、それらが円滑に取り組んでいけるよう側面から支えることだと思います。その際には、会員からお預かりした会費の適正な執行を心がけてまいります。

2つ目は、皆様の組織であるこの連合会を財務的視点から安定的に運営するための中長期的な財政計

画の検討だと考えます。現在、世の中の経済活動は以前の賑わいを取り戻しつつあり、それに伴い連合会活動も活発化してきております。しかしながら、会員の減少による収入減、物価高騰による経費増は確実に財務運営に影響を及ぼしてきます。そのため、連合会の安定的運営のためには、今まで以上に会員の皆様のお知恵とご理解・ご協力が必要になって来るものと考えております。部として引き続き検討してまいりますのでご意見などお寄せいただければ助かります。

3つ目は、日々仕事に邁進している皆様を仕事以外の場面でつなぐ親睦事業です。この事業を通して会員同士の更なる交流に活用してもらえれば幸いです。この他、各種保険や共済会事業を通して事務所運営などのサポートをしていきたいと考えております。

今期は三戸副会長、経験豊富な川西次長(広島県土地家屋調査士会)そして財務担当職員2名の体制で会務に取り組んでまいりますので、皆様のご支援・ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。



常任理事・業務部長就任のご挨拶

業務部長 みずの あきこ
水野 晃子



この度、中部ブロック協議会から推薦をいただきました、愛知県土地家屋調査士会所属の水野晃子です。連合会理事は3期目となり、今期は常任理事(業務部長)を拝命いたしました。これまでも業務部に所属し会務に携わってまいりましたが、今回このような大役を仰せつかり、改めて身の引き締まる思いであります。

業務部の今年度の事業計画は、「土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡」、「筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導に関する事項」、「登記測量に関する事項」、「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討」、「土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応」、「オンライン登記申請への対応」、「業務マニュアル等の検討」と、大きく7つの項目が掲げられています。

近年、廉価なGNSS受信機が販売され、GNSS測量が私たち土地家屋調査士にとってより身近なものになってきました。また、UAV等の新技術への関心も非常に高くなっていると感じます。民間等電子基準点の適切な利用や新技術の業務への利活用について、検討を行ってまいります。さらに、これらのベースとなる登記基準点についての研修の開催、業務情報の利活用の基盤となる調査士カルテMapの充実を進めてまいります。

業務部の事業は、会員の皆様の日々の業務に直接関係するものです。各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご意見、ご協力をいただきながら、担当の三戸副会長の下、松本次長(長崎県土地家屋調査士会)、白田理事(茨城土地家屋調査士会)、鈴木理事(函館土地家屋調査士会)、桐岡職員と共に、一丸となって、今後の土地家屋調査士制度のあり方、土地家屋調査士の将来をより良いものとするため、会務を努めさせていただきますので、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

常任理事・研修部長就任のご挨拶

研修部長 やまざき ゆうじ
山崎 勇二



この度、岡田会長の指名理事として常任理事・研修部長を拝命しました中部ブロック協議会・福井県土地家屋調査士会所属の山崎勇二です。研修部を担当することは、前期より引き続き継続となりました。

研修部で行う事業は、年度を跨ぎ継続性のあるものが多く、前期から検討を行っていた事業を、この二年間で完結し、皆様にご提示できるよう努めてまいります。

今期の研修部の核となる事業ですが、今まで連合会では研修に関するシステムを、①研修インフォメーション、②eラーニングシステム、③CPD管理システム、④CPD公開システムの4つのシステムを個別で動かしており、導入時から10数年経過し、使いにくさや不具合も出てきておりました。また昨今はZoom等オンラインを利用した研修会が当たり前のように開催される時代となり、現状のシステムでは対応しきれなくなっておりました。

研修部では、統合した研修管理システムの導入計画を進めてきた結果、IT導入補助金を活用し、新たな研修管理システムを導入することを提案し、理事会での協議・審議を経て今年度の事業計画・予算建てを行い、先の総会にて事業計画・予算のご承認をいただき、無事導入することができるようになりました。早急にシステムの仕様を固め、運用開始に向けて準備を進めていくことが、今年度の重点課題となります。

また、第二期の年次研修の計画、新人研修の検討を行う上で、義務研修運営委員会を組成し、その対応に努めてまいります。

ADR特別研修についても、第19回から基礎研修の部分をeラーニングで行う事を、法務省から了解をいただいております。事業方針大綱に記載のあったADR特別研修の科目の検討も併せて行っていく必要があります。制度対策本部と連携を取りながら検討を進めてまいります。

土地家屋調査士制度全体にとっての研修の在り方を俯瞰しながら、今期の研修部は、杉山担当副会長の下、西岡次長(徳島県土地家屋調査士会)、中島理事(大阪土地家屋調査士会)、西村理事(滋賀県土地家屋調査士会)、事務局職員とともに会務に努めさせていただきます。

ご支援・ご協力のほど、宜しくお願いたします。



常任理事・広報部長就任のご挨拶

広報部長 くぼ ともり
久保 智則



関東ブロック協議会から推薦をいただき、広報部長を拝命いたしました長野県土地家屋調査士会所属の久保智則と申します。連合会理事3期目となり、前期は広報部次長として会報誌の編集長を務めさせていただきましたが、引き続き広報部を担当することとなりました。

広報部では前期から、外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信として、SNSによる広報に力を入れ活動しており、YouTubeによる動画の撮影や、Facebook・インスタグラム・Twitterの開設を行ってまい

りました。今期も引き続き重点を置き活動を行ってまいります。この二年間の活動を分析し、良い点は伸ばし、悪い点は改善することにより、さらに充実した広報活動にしていきたいと思っております。

また、前期は会報誌の編集長を務めさせていただき、毎月の会報誌の発行にかなりの労力が必要になることを実感しています。会報誌については、いろいろなお意見がありますが、対外的な広報を行うためにはなくてはならないものと思っています。会報誌をさらに充実させていくために、会報誌の在り方についても検討しつつ、今後も全国の会員の皆さんには、記事の執筆や情報提供にご協力をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

広報活動は、なかなか成果が表しにくい事業であるため、各土地家屋調査士会の皆さんも苦勞しているところであると推察されます。昨年広報部で企画した、「広報担当者向けセミナー」においては、多くの方から好評の声をいただいております。このような、各土地家屋調査士会ではできないことで、連合会だからこそできるような事業を検討していきたいと考えています。

今期は担当副会長である佐々木義徳副会長(東京土地家屋調査士会)の下、中山敬一次長(兵庫県土地家屋調査士会)、松村充晃理事(熊本県土地家屋調査士会)、荒木崇行理事(札幌土地家屋調査士会)とともに事業を進めてまいります。

各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆さんのご意見を伺いながら、精一杯事業に取り組んでいこうと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



常任理事・社会事業部長就任の挨拶

社会事業部長 いしの よしはる
石野 芳治



中部ブロック協議会の推薦を受け今期の常任理事(社会事業部長)を拝命いたしました石川県土地家屋調査士会の石野芳治でございます。これまで石川県土地家屋調査士会では副会長・会長をしてきましたが、その前に日本土地家屋調査士会連合会理事(いずれも社会事業部)に就任しており、8年ぶり3期目の連合会理事として戻ってまいりました。

社会事業部は地図作成・地籍調査等の地籍整備に関する事項、ADRセンターに関する事項、法テラス、公共嘱託登記に関する事項さらにはその他公共・公益にかかる事業に関する事項と非常に多岐にわたる範囲を担当しております。

特に公共・公益に関する事業として、防災関連や土地家屋調査士関連業務の推進さらに財産管理人制度への参画等、これらは全ての土地家屋調査士が扱うメインの業務ではありませんが、我々のこれまで70余年培ってきた職能を社会に還元するための事業を進めていく部署であると考えます。

これらは我々だけでは進めていくことができません。法務省はもちろんのこと全国土地家屋調査士政治連盟・全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会とこれまで密接に連携してきた団体のみならず他の省庁や関連団体等、もっと外の団体に対しても積極的な協議・調整が必要になってきます。

そのために杉山副会長(山口県土地家屋調査士会)をはじめ鯨島次長(福岡県土地家屋調査士会)、藤枝理事(東京土地家屋調査士会)、安部理事(福島県土地家屋調査士会)さらに竹田職員(事務局)、このメン

バーで今期を戦いますが、合わせて各ブロック協議会、各土地家屋調査士会並びに各会員の皆様にご理解、ご協力、ご支援をいただきながら、皆様と「共に」我々の使命を果たすべく進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



常任理事・研究所長就任の挨拶

研究所長 あきやま まさみ
秋山 昌巳



この度、関東ブロック協議会から推薦いただき、常任理事(研究所長)を拝命いたしました千葉県土地家屋調査士会の秋山昌巳です。前期までは千葉県土地家屋調査士会の会長を2期4年務めてまいりましたが、連合会の役員は初めてです。そのような私を常任理事に抜擢いただきました会長、副会長の期待に添うよう全力で取り組んでまいります。

令和5年度の研究所の事業計画は、1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究 (1)土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究 (2)土地家屋調査士業務に関する研究 2 地籍に関する学術的・学際的研究 (1)地籍問題研究会との連携 (2)日本登記法学会との連携 (3)関連学術団体との研究交流 3 各部との連携 4 会長から付託された事項の研究 となっております。この事業計画につきましては、会員の皆様との約束ですので、しっかり進めてまいります。その一方で、原点に立ち戻り、連合会の研究所の在り様について考え直してみたいと考えております。

地籍問題研究会の設立趣意書にこのような文章がありました。「私たちの生活する社会は、世界的な規模で繰り広げられている金融・経済活動と連動した高度に情報化が進んだ、絶えず変化する社会であり、あらゆる分野において、従来の仕組みを固定化してとらえることなく、将来にわたり、多くの市民にとって有効で利用しやすい仕組みはどうあるべきかを追い求める必要があると考えるに至りました。」我々の資格制度は誰のために存在しているのか。日本土地家屋調査士会連合会が行う研究は誰のために行うのか。そんな原点を明確にした上で、令和6年度以降の研究所についてしっかり議論してまいります。

今期の研究所は、北村秀実副会長(滋賀県土地家屋調査士会)のもと、花岡真常務理事(鳥取県土地家屋調査士会)、桑原淳理事(静岡県土地家屋調査士会)、事務局職員2名の体制で会務を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第93回 土地家屋調査士事務所におけるパワーハラスメント 防止対策について

のぐち社会保険労務士事務所 野口 肇

はじめに

職場のパワーハラスメント(以下「パワハラ」といいます。)については、パワハラを受けた労働者の就労環境を害し労働者の能力発揮が阻害されるといった悪影響に加え、事業主に損害賠償訴訟のリスクが発生することから、厳然と対処すべき問題です。

パワハラ防止法は、正式名称を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(略称：労働施策総合推進法)といい、2019年5月の改正で「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等」(以下「パワハラ防止措置」といいます。)が義務づけられたことから、パワハラ防止法と呼ばれるようになりました。

このパワハラ防止措置は、大企業には2020年6月1日から、中小企業には2022年4月1日からそれぞれ義務化されたことから、パワハラ防止措置を取らずに事業所内でパワハラの問題が発生した場合には、事業主の責任がこれまで以上に問われることになりました。

そこで、本稿ではパワハラ防止措置義務が定められた背景、次いで法律上定められたパワハラ防止措置の概要、最後に土地家屋調査士事務所におけるパワハラ防止措置について考察して参ります。

パワハラ防止法が成立するまでの背景

パワハラ防止法が成立した背景としては、やはり近年パワハラに関する相談件数が急増してきたことが挙げられます。

パワハラについては、2012年(平成24年)1月30日に厚生労働省より、「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」が公表され、パワハラの代表的な類型として次の6つ

の類型が示されました。(表1「パワハラ」の代表的な言動の類型)を参照。)

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・脅迫	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到達対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を奪えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 性的被害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に開示する。

※個別の事案について、パワハラに該当するかの判断に関しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。
また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その範囲にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

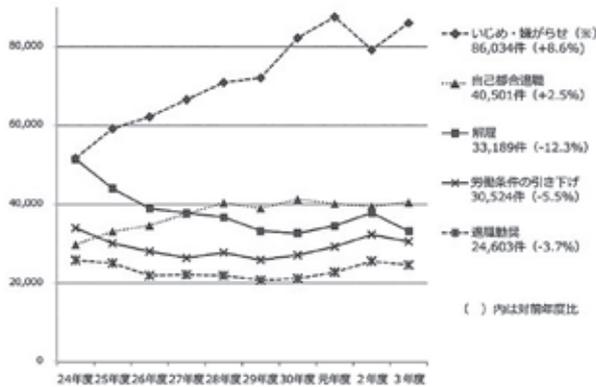
厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)

*表1 「パワハラ」の代表的な言動の類型

厚生労働省リーフレット「令和4年4月1日より「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業所にも義務化されます」より抜粋。

それ以前からパワハラに関する相談は増加傾向にありましたが、同報告によりそれまで潜在的にあったパワハラ問題が顕在化したものと推察され、個別労働関係に関する紛争のうち、パワハラに関する相談件数が急増しました。(表2「パワハラ相談件数推移」を参照。)なお、表2において2020年(令和2年)度に相談件数が落ち込んでいるのは、緊急事態宣言や新型コロナウイルス感染症予防対策としてのリモートワークの増加等により、職場内で直接コミュニケーションをとる機会が減った影響と考えられますが、ワクチン接種が開始された翌年2021年(令和3年)度には再び相談件数が増えています。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)



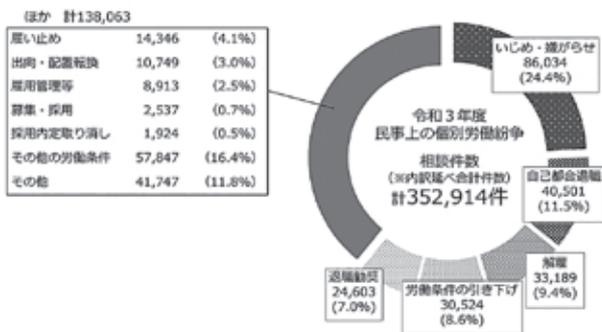
*表2 「パワハラ相談件数推移」

厚生労働省 Press Release 「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します」より抜粋。

この表から、2012年(平成24年)度以降の10年間、パワハラに関する相談件数が最多になっていることが見て取れます。

また、2021年(令和3年)度の厚生労働省雇用環境・均等局発表の「民事上の個別労働紛争／相談内容別の件数」においても、労働紛争における相談中「パワハラ」に関する相談件数の割合が最多となっています。(表3「民事上の個別労働紛争／相談内容別の件数」を参照。)

(2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数



*表3 「民事上の個別労働紛争／相談内容別の件数」

厚生労働省 Press Release 「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します」より抜粋。

パワハラ防止法の条文

そのような背景を受け、労働施策総合推進法の改正により、パワハラ防止措置が定められることとなりましたが、同法第9章 第30条の2以下には、パワハラの定義や事業主が執るべき措置について以下のように規定されています。

参考：「労働施策総合推進法 第30条の2」

(雇用管理上の措置等)

第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 厚生労働大臣は、前2項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この条において「指針」という。)を定めるものとする。

この第1項が、事業主にパワハラ防止措置を義務付けた規定になっています。そして、第2項は、事業主に相談を行ったこと及び相談への対応に協力したことに対して不利益な取り扱いを禁止し、第3項では、事業主が講ずべきパワハラ防止措置を講ずるにあたっての指針を厚生労働省が定めることを規定しています。

現在この法律には罰則規定はなく、強制力については少し弱い面があります。

しかしながら、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、助言・指導または勧告の対象となり、勧告に従わなかった場合には事業所名の公表もありますので注意が必要です。(労働施策総合推進法 第33条の1項、2項を参照。)

参考：「労働施策総合推進法 第33条の1項、2項」

(助言、指導及び勧告並びに公表)

第33条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第30条の2第1項及び第2項(第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む。第35条及び第36条第1項において同じ。)の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わかつたときは、その旨を公表することができる。

パワハラの定義

パワハラの代表的な類型としては、先にご案内しました「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」(表1)による6つの類型が挙げられていますが、この類型はパワハラに該当する行為のすべてを網羅しているものではありません。

パワハラ防止法においては、パワハラについて次のように定義付けしました。(「労働施策総合推進法第30条の2第1項」を参照。)

参考：「労働施策総合推進法 第30条の2第1項」

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
- ③労働者の就業環境が害されるもの

「優越的な関係を背景とした言動」と言いますと、職場における地位が上位である上司から部下に対する関係がイメージされやすいですが、必ずしも上司から部下への言動だけではなく、部下から上司、或いは同僚間での言動でもパワハラになることがあります。

「業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動」とは、業務上明らかに必要性のない言動や業務の目的を大いに逸脱した言動、或いは業務を遂行するための手段として不適切な言動等が該当します。

「労働者の就業環境が害されるもの」とは、パワハラ指針によりますと「当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等の当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指す。」とされています。

パワハラの防止措置

パワハラ防止措置では、事業主に対し「当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」(「労働施策総合推進法 第30条の2第1項」を参照。)と義務付けています。そしてパワハラの防止を構ずるべき指針には、その内容を次のように示しています。(「表4「パワハラ防止措置」を参照。)

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働者保護法において禁止されています。

*表4「パワハラ防止措置」

厚生労働省リーフレット「令和4年4月1日より「パワハラ防止措置」が中小企業の事業所にも義務化されます」より抜粋。

しかしながら、このパワハラ防止措置は、ある程度の規模の事業所を想定しているものであり、小規模の事業所を想定したものにはなっていないように見受けられます。

土地家屋調査士とは

土地家屋調査士の仕事は、日本土地家屋調査士会連合会のホームページには、次のように記載されています。

参考：「日本土地家屋調査士会連合会ホームページ」

1. 不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査及び測量をすること。
2. 不動産の表示に関する登記の申請手続について代理すること。
3. 不動産の表示に関する登記に関する審査請求の手続について代理すること。
4. 筆界特定の手続について代理すること。
5. 土地の筆界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続について代理すること。

以上から、土地家屋調査士の主な仕事としては、「不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査及び測量」や「不動産の表示に関する登記の申請手続及び筆界特定の手続」等になるようです。

そのような仕事を遂行して行く上で必要となる労働力としては、土地・家屋の調査・測量の補助要員、或いは登記申請手続等の事務補助要員等が想定されます。そして、そのような補助要員として必要となる人員としては1名から2名程になるものと推測されます。

そのような点から考慮しますと、土地家屋調査士事務所で使用される労働者の人数はどちらかという少人数となり、10名を超えるような労働者を使用する事務所は限られているのではないのでしょうか。その意味においては、厚生労働省のパワハラ防止を講ずるべき指針に掲げられた「パワハラ防止措置」をそのまま取り入れることは難しいのではないかと考慮されます。

就業規則とは

就業規則は、その職場で働く労働者と使用者双方に適用される職場のルールを定めたものであり、労働基準法には次のように規定されています。

参考：「労働基準法第89条」

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

「次に掲げる事項」としては、「労働時間に関する事」、「休日、休暇に関する事」、「賃金に関する事」及び「退職に関する事」等をはじめとして10項目程が規定されています。

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し行政官庁に届出をしなければなりません。

常時10人未満の労働者を使用する使用者には、この規定は適用されませんので、就業規則を作成することはできますがこれを届出する義務はありません。

従いまして、そのような事業所では就業規則を作成していないことも多いようです。

土地家屋調査士事務所におけるパワハラ防止対策1

土地家屋調査士事務所(以下「事務所」といいます。)では、常時10人以上の労働者を使用する事務所は限られていると推測されることから、就業規則を作成している事務所も限られていると想定されます。

その意味では、パワハラ防止措置対策の第1項「事業主の方針等の明確化および周知・啓発」については、就業規則ではなく、雇用契約書や労働条件通知書、或いは事業所のホームページ等に明確化することになります。

もちろん就業規則のある事務所の場合は、就業規則に規定しておく必要があります。

次に第2項「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」についても、少人数の労働者を使用する事務所では対応が難しいと考えられますので、これについては、各都道府県の土地家屋調査士

会で、相談対応のできる弁護士や社会保険労務士等へ外部委託をしておく方法が挙げられます。

第3項「職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応」については、各事務所でも対応は可能ですが、この点においても各都道府県の土地家屋調査士会で、相談対応ができる弁護士や社会保険労務士等へ外部委託をしておく方法が考えられます。

土地家屋調査士事務所におけるパワハラ防止対策2

パワハラについては、その定義や代表的な類型等をご案内して参りましたが、本質的な問題としては、「怒り」や「憎しみ」等の「負の感情」を持って労働者と向き合わないよう注意することです。

良く見受けられるケースでは、「口答えが多い」、「生意気だ」、「何度注意しても直そうとしない」等の行為から、そのような「負の感情」を持って労働者に接してしまうケースが多く見受けられますが、このような対応が最も危険であることにご注意ください。

そのような感情を持たずに、「客観的な事実」に対して「具体的な注意・指導」を行うのであれば、全く問題はありません。

土地家屋調査士事務所におけるパワハラ防止対策3

土地家屋調査士の仕事としては、1名ないしは2名程の補助要員と共に仕事をされることが多いかと想定されますので、その意味では補助要員としての人を採用する際には経験や能力よりも、その人の「人柄」や「人間性」に重点を置いて採用して頂くことが大切であると考えられます。

おわりに

パワハラ防止措置は、厚生労働省でその「指針」は明記されましたが、その内容は、ある程度の規模の事業所を対象としているように見受けられます。

土地家屋調査士事務所では、各事務所単位で対応して行くのは難しい内容が多いように推測されます。しかしながら、組織で対応できる事項については組織として対応し、各事務所でも対応できる事項については各事務所でも対策を講じて行くことは必要であると考えられます。

最後に、「パワハラの本質」を見て行きますと、そこには人間の「負の感情」がそのような「行為」に発展して行くという実態が見えてきます。従いまして、そのような「負の感情」を生じさせないように、自らの「人間性」を高めて行くことも大切なのではないのでしょうか。

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第94回 土地家屋調査士の歴史について 「歴史を振り返る、現在、未来」 第三部

長野県土地家屋調査士会 松本 誠吾

6. 松本税務署管内土地調査員会の動静

(1) 始めに

近年、人工知能(AI)の研究開発が目覚しい中、インベスティゲーター (Investigator) という職種が、企業などで起こるサイバー犯罪について「捜査」を行う仕事と云う解説を見ました。現場の確認、証拠の保全、動機や目的の明確化はもとより、今後どのような事が起こるかを推測し、明らかにすることが業務内容とのこと。ここで指すインベスティゲーターとは情報技術(IT)の基本的知識の他に「情報を収集し分析する能力」「証拠を保全するためのスキル」という高度で様々な知識を身に付けている人材を示しています。

昭和25年8月、日本国政府がGHQに宛てた土地家屋調査士法成立公布の報告

Minister of Agriculture and Forestry HIROKAWA Kozen 報告者農林大臣広川弘禪

I hereby promulgate the Land and House Investigator Low.

Signed: HIROHITO, Seal of the Emperor

This thirty-first day of the seventh month of the twenty fifth year of Showa(July 31.1950)

Prime Minister YOSHIDA Shigeru

Low No.228 Land and House Investigator Low

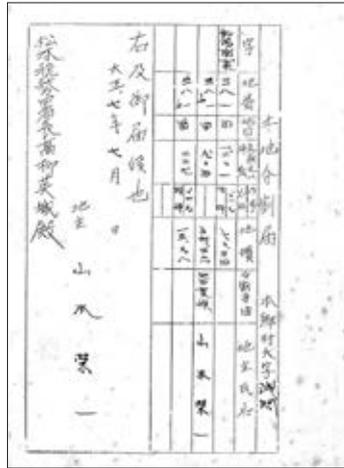
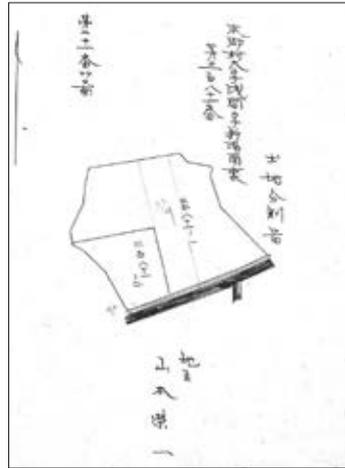
土地家屋調査士の資格は Land and House Investigator と英訳されました。

昭和16年(1941年)第1回土地整理士法制定請願での衆議院委員会の趣旨説明において、土地整理士は法律関係の精通者、地積測量等の専門技術の練達者であると百瀬渡議員は当初から、次のように説明

しています。「我が国に於ける土地の異動の処理につきましても、法律関係がすこぶる多岐に渉り、そのためにこれが扱いはその道の精通者にして、そのうえ地積測量等の専門技術の練達者でなければ適法正確な処理は不可能であります。そのために、毎年膨大なる未処理繰り越し案件を生じているのが現状であります。この事実は単に徴税運用上のみならず財政産業上も拱手傍観は許されざるものでありません。よって現在税務署の囑託として実務的な土地異動処理の業務に従事している土地調査員を免許制とする土地調査員法を制定して土地異動処理業務の促進と調査員の身分の安定を測って欲しいとお願いするものであります」。

(2) 動静年表

昭和2年	4月		松本税務署に植木庚子郎署長(27才)が着任
昭和3年	6月		新庁舎完成
	10月	8日	松本税務署管内に於いて創立総会を開催 会則、規約制定、顧問を植木税務署長とし会長望月織一、副会長1名、1区~12区幹事とする。
昭和4年	2月	5日	第二回定期総会 徽章図案の件 料金表を印刷配布する件 (世界恐慌)
	5月	11日	役員会にて土地調査員徽章を制定する
	7月	2日	臨時総会 地主の便利を図り手数料を下げる
	8月	5日	・徽章交付の件 ・移動地申告用紙を本会で頒布する件
	8月	17日	植木署長が岐阜税務署長へ転勤
	9月	13日	管内を1区~13区とする 本会員は必ず本会の届出用紙を使用するものとする。
昭和5年	1月	18日	移動地整理事務 届出書調整に関する件



赤羽多知雄調査員(大正7年税務署への申告手続き)



赤羽多知雄調査員(昭和5年調査員会申告書用紙使用による申告手続き)
上記2件故太田正人会員寄贈

昭和5年	11月	20日	定期総会 役員 会長望月織一、副会長2名、区幹事13名とする
昭和6年	3月	31日	地租法制定、賃貸価格となる
	10月	5日	定期総会 地租法に関する件(満州事変)
昭和7年	11月	12日	定期総会 役員選任の件 会長望月織一、副会長2名、区幹事13名、幹事に補佐を置く
昭和8年	10月	5日	本会主催「土地事務」研修会を開催、参加者118名、講師松本税務署直税課長、同署地租主任にて行われ、講習修了証書授与
昭和9年	1月	27日	定期総会 会計の件、副会長補欠選
昭和10年	1月	10日	定期総会 土地調査員責任章貼用規定
昭和11年	1月	10日	定期総会 土地調査員責任章貼用規定
昭和12年	1月	12月	定時総会 副会長に本郷村赤羽多知雄当選 拾周年記念会史編纂員囑託 市郡手数料表作成 (日中戦争)
昭和13年	1月	10日	定時総会 会史編纂の件
	5月	29日	平板測量競技会開催 松本市深志城下広場

昭和13年	12月	26日	役員会開催 定時総会開催準備
	4月	29日	「拾周年記念会史」発行
昭和14年	秋		県下全会の長野県土地調査員会連合会が結成される。資格取得に向かって前進を始める
			(第二次世界大戦)
昭和15年	春		県選出の国会議員の先生方を訪ね、教えをこうたところ「請願書」に至り、原案を作成。各会会長にお願いし312名の連署が出来た
昭和16年	1月	17日	松本税務署で役員会合し最終的なとりまとめを行う。松本市選出の百瀬渡衆議院議員(中山村；松本市出身)にお願いし国会に足を運ぶ(太平洋戦争)
	2月	17日	第一回請願提出 衆議院請願委員会 議決書(写)特別報告第306号 請願文書表第382号 土地整理土法制定に関する請願 請願者 赤羽多知雄 外313名 紹介議員百瀬渡君、植原悦次郎衆議院議員(安曇野市出身)、片倉謙太郎貴族院議員(岡谷市出身)に署名をお願いした

昭和17年	1月	30日	第二回請願提出 衆議院請願委員会
	2月	6日	請願文書表第45号 土地整理士法制定に関する請願 請願者 赤羽多知雄 外371名 紹介議員 百瀬渡君、植原悦次郎君
		16日	日請願文書表第37号
	3月	3日	第二回請願出 貴族院請願委員会 土地整理士法制定に関する請願 請願者 赤羽多知雄 外371名 紹介議員 片倉謙太郎君
昭和18年	3月	23日	第三回建議案 提出 第81議会衆議院 建議委員会(2月16日)建議文書第25号 土地整理士法制定に関する建議案 小野秀一委員提出 土地家屋整理士法案 本案は通過したが中断となった
昭和20年			(7月ポツダム宣言、8月敗戦)
昭和21年			終戦後第一回目の会合開催 全国土地家屋整理士法制定期成同盟会 会長林義成、副会長中島実、参事 赤羽多知雄、常任理事原真雄 全国の同氏へと運動は続いた
昭和22年			請願 林義成外419名
昭和23年			請願
昭和24年			議員提案(議員立法案)とする (9月シャープ勧告)
昭和25年			土地家屋調査士法案へ
	2月	12日	降旗徳弥議員より直ぐに上京せよとの情報、中島、林、赤羽上京打合せ
		21日	上京打合せ
		26日	降旗代議士と協議
	3月	4日	松本市で報告会
		7日	入電上京、法制局に出頭、打合せ開始、3回目の修正
		11日	大蔵省主税局当地合わせ
		12日	帰郷

昭和25年		21日	松本市で打合せ
		23日	林、赤羽法制局へ出頭。舞台は衆議院の法務委員会へ、委員(議員)、大蔵省谷川氏、法務府長谷川氏、建設省地理調査所武藤氏と打合せをする
		26日	帰郷
	4月	9日	林、赤羽上京、法制局に出頭、修正十数回、法案完成
		12日	帰郷
	4月	23日	「法案危うし」と東京測量士会長より入電、上京
		27日	法務委員会 公報109号(一)
		29日	本会議 衆法第30号土地家屋調査士法案 提出 可決
		30日	法務委員会開催
	5月	1日	第7回国会 地方税法否決 日本を測る人々 P285 ~
		2日	予定審議、土地台帳法等の一部を改正する法律、土地家屋調査士法は保留
		3日	帰郷
	7月	17日	上京 第8回国会
		21日	法務委員会
		22日	衆議院本会議
		26日	参議院本会議
		31日	第8回国会本会議 午前 地方税法案(内閣提出、衆議院送付)成立 午後 土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、土地家屋調査士法案(衆議院提出)を一括議題として審議 ・地方税法(法律226号) ・土地台帳法等の一部を改正する法律(法律227号) ・土地家屋調査士法(法律228号)の連立法案により可決された



土地調査員會第十一回總會記念館



昭和13年5月平板測量競技会賞状受興式写真



「土地調査員之章」松澤藤男元会員寄贈、「土地家屋調査員之章」故佐藤芳男会員提供

衆議院本会議12号議事録(一部抜粋)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二、土地家屋調査士法案(衆議院提出)、日程第三、土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕(中間省略)

○宮城タマヨ君 只今上程されました土地家屋調査士法案につきまして、委員会におきます審議の経過及び結果について御報告申し上げます。本法案は、土地台帳法等の一部を改正する法律案によりまして、土地台帳、家屋台帳が税務署から法務局又は地方法務局に移管されることとなりますので、従来、申請者の依頼を受けて税務署に提出する書類の作成に必要な土地、家屋の調査、測量を行い、申告手続を代行していた者を、この際、法的に認めて、その資格を明確にすると共に、これに対して一定の範囲において官庁の監督権を認めようとするものでございまして、その趣旨において衆議院が立案したものでございます。〔議長退席、副議長着席〕

本法案は先に第七国会におきまして衆議院より提出せられ、委員会は通過したのでございますが、本法案と密接な関係にございます地方税法案及び土地台帳法等の一部を改正する法律案が成立するに至らなかつたために、本会議の議決

を見るに至らなかつたのでございまして、委員会におきましては、今回も前回同様慎重審議の結果、討論を省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に只今上程されました土地台帳法等の一部を改正する法律案につきまして法務委員会の審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本改正の要旨は、地方税法の改正により、賃貸価格の登録をいたします必要がなくなり、従つて税務署が土地、家屋の台帳事務を掌る理由が消滅しましたので、この事務を登記所に移管し、併せて台帳事務と不動産登記の事務との間に手続上の簡易化を図ると共に、これに関連して必要な改正をなすものでございます。法務委員会におきましては、四回に亘り慎重審議いたし、採決いたしましたところ、全会一致可決すべきものと決定いたしました次第でございまして、

右簡単ながら御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。〔総員起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

7. 歴史を振り返る、現在、未来

西暦645年の大化の改新に始まる律令国家の政治は、今なお日本の風土に馴染み、また変遷を遂げています。氏姓制度「男女の法(良賤法)」で始まる646年の改新の詔では、公地公民制、国・郡制、戸籍・計帳・班田収授法の制定、租庸調・田租の納税制度が整いました。江戸時代までの長期に渡り租税は物納でしたが、欧米文化の波は遙か幕府の頭上を乗り越えて明治維新の大改革を起こし、中央集権国家とした政府が誕生しました。明治5年(1872年)の地租改正による税の金納制度、戸籍制度の制定により、全国民の個々への尊重と共に責任形態が変わり、日本は国外にも大きく影響を及ぼす経済力を身に付けた国となりました。

地租は物納であれ金納であれ、出来高の台帳への記録、人の営みにある権利関係の保全は必要不可欠であります。つまり土地家屋調査士のような仕事人は大化の改新より存在し、存在しなければならなかった役職です。明治維新では司法職務定制により公証人にあたる証書人、司法書士に当たる代書人、弁護士に当たる代言人と各制度が誕生しました。土地の所有権は地租改正事務局の設置により地券が発行され公認されました。明治19年(1886年)「登記法」が制定され、地所・建物登記簿は治安裁判所で代書人等の司法職務者が担当しました。一方、土地台帳は府県庁郡役所で管理されます。明治29年(1896年)の税務署設置に伴い、土地家屋調査士のルーツである地籍調査を行う土地調査員の誕生に結びつくのです。土地調査員の実績は評価され、昭和25年(1950年)5月、司法書士法を先に立法の後、同年7月31日、地方税法(法律226号)、土地台帳法等の一部を改正する法律(法律227号)と共に土地家屋調査士法(法律第228号)が連立立法しました。

日本の近代選挙法は明治22年(1889年)の衆議院議員選挙法「選挙人は日本人民25才以上の男子、満一年以上直接国税15円以上を納める者」の制限選挙をもって始まりました。青年男女に等しく選挙権を認めるよう法改正が主唱されつつも、大正14年(1925年)の改正法では男子に限る納税要件の撤廃だけとなりますが、それを普通選挙と呼んだのです。当時は政治家が護身用としてピストル所持も許される時代、法改正も命がけであったようです。徳弥氏の次男、故降旗康男の回想録にも「祖父元太郎の処には警察が度々銃の保管状況を確認に来ていた」と記されています。

結局、選挙権を与えられなかった女性は婦選獲得同盟にて婦人参政権の獲得を目指しますが、第二次世界大戦敗戦までは進展を見ることを得ず、終戦後

にGHQの占領下となった昭和20年(1945年)の戦後改革における改正法まで待つことになったのです。今の当たり前が当たり前ではなかったこと、見落としがちな大正期、第一次世界大戦に連合側での参戦、昭和期に入ってから関東大震災、満州事変、太平洋戦争、第二次世界大戦は日本の歴史、過去の事実で、激動期における土地調査員の税務署での地位もまた育まれたものと考えます。昭和20年(1945年)の我が国の敗戦から私たちは、平穏な日常のありがたさを教訓として学びました。戦後の日本は、三権分立の基本理念とともに国家の主権者は国民となり、健全な法律により人間社会の形成や秩序を育まれたことで、安心安全な社会を築く事ができました。平和呆けとまで言われるほどに国民は温和しい人種に見受けられ、今や世界で一番平和で安心安全な国とまで言われるようになりました。

戦後から大きな改正は行われなかった土地家屋調査士法は、令和2年8月1日、土地家屋調査士法第一条「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする」と、目的規定から使命規定へと改正され、同日施行となりました。この一条の理念は、土地家屋調査士がインベスティゲーターとして社会に貢献していることが評価され、国民から更に期待される職業となることを示唆しています。私たち士業に携わる者は、国民の権利を擁護し、国民生活の安定と向上に資する使命のため、あらゆる角度からの分析を行うことを怠ってはなりません。

人口減少社会の危機に対応し、土地政策の再構築と地籍調査のスピードアップに向けた土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年9月29日)が全面施行されました。また、民法等の一部を改正する法律(令和3年4月28日法律第24号)、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年4月28日法律第25号)が公布され、相続登記の義務化等、所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化を諮るため、令和5年4月に一部を除き施行され、令和6年には全面施行となります。

近年、異常気象が起こす大規模な自然災害での予防司法は、地域によっても異なり万全ではありません。少子高齢化による人口減少はまだ始まったばかりで、加速化による問題への対応は急務です。

土地家屋調査士はランド&ハウスインベスティゲーターの専門資格者の国家資格をいただき、個々の財産である土地建物を守り、日々起こるやるせな

い問題を検証し、改善解決に導くことができるのが我々士の役目です。今後の土地家屋調査士は、変わりゆく自然環境への対応、土地、建物の今後の在り方、山林、耕作放棄地に見る土地の状況をも考慮し続けなくてはなりません。台帳の一筆一筆に等級をつけ大切にしていた時代、数十年遡れば、山のてっぺんまで大豆や野菜を植え、乾物や漬け物に至る保存食を地場生産し、何代も引き継がれてきた日本の林業が世界に誇る伝統的木造住宅文化を築き、水源を守り、平地では二期作、二毛作を行うなど、土地はまんべんなく利活用されて来ました。GHQへの土地家屋調査士法公布の報告者は広川農林大臣であったことにも意味深さが伺えます。

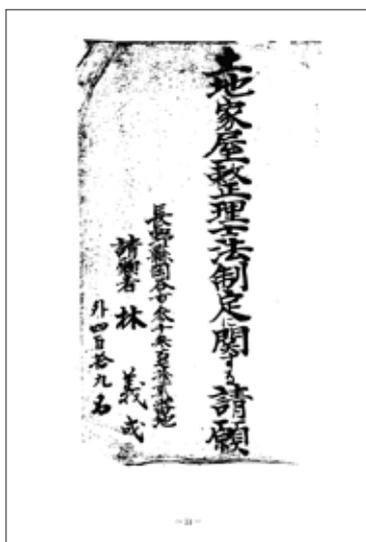
制度の原点の生みの親は税務署ですが、育て親は登記所、法務局です。土地家屋調査士70年宣言國吉元日調連会長より発せられた「国民生活の安定と向上に資する使命遂行のため」には、世界情勢に左

右されない安定した土地利用のために苦言を呈しても認められる知識教養を持つインベスティゲーターであることが国と約束した条件だと考えています。

私は、土地家屋調査士は不動産に於ける司法、税務、測量をブレンドした唯一無二の技能を持つ人間社会にとって必要な専門家だと思います。

日々AIの進歩に驚かされながらも、現実には目の前の業務を熟す毎日ですが、訪れようとしている業務形態の変換、変貌を想定しつつ歩むことが肝要です。AI導入は各業界で猛スピードで進んでいます。土地家屋調査士業務においてもAIができるものはAIに任せる時代は訪れるでしょう。しかし、全てAIに任せられるか、我々の日々各地で起こる事件は今後も全国各地の土地家屋調査士のスキルに委ねられ、コミュニケーション能力が試されます。それを叶えられるのが土地家屋調査士です。

完



参考図書、資料

「拾周年記念会史」長野県土地家屋調査士会
「沿革史」長野県土地家屋調査士会
「日本を測る人々」藤原政弥(蔵野書房)
「降旗徳弥回想録 井戸堀二代」井戸堀二代刊行会
「気骨ある文人政治家 蒙古王百瀬渡の生涯」百瀬渡顕彰会
「改訂土地家屋台帳法解説」新谷正雄川島一郎共著(テイハン)
「税務署の創設と税務行政の100年」(税務大学校研究部)
「土地境界基本実務；叢書」日本土地家屋調査士会連合会
「土地家屋調査士の業務と制度」村田 博史(監修) / 日本土地家屋調査士会連合研究所(編)

「登記白書」(第1回)法務省民事局法務研究会
「法務局30周年記念」法務省民事局
「土地家屋調査士制度制定60周年記念誌」日本土地家屋調査士会連合会
「土地家屋調査士制度制定70周年記念誌」日本土地家屋調査士会連合会長野県史、県政史
議員顔写真：国会図書館、松本図書館、ウィキペディア
国会議事録：国会図書館
国税庁税務大学校資料室
国税庁ホームページ

会報800号を迎えて①

会報「土地家屋調査士」は、昭和31年11月1日に第1号を発行してから66年余り、連合会会報誌として発行を続け、本号で記念すべき800号を迎えることとなりました。2015年に700号というメモリアルを刻んだ後の8年の間には、私たち土地家屋調査士の制度は目的規定から使命規定へと大きな転換を迎えました。併せて民法や土地基本法の改正も行われ、土地家屋調査士を取り巻く環境が大きく変化しました。そのような環境変化の中、会報発行にご尽力いただいた歴代の広報部長の皆様から、当時の広報活動の狙いや思いを頂戴しましたので、本号から4回に分けて掲載することといたしました。

本誌は会員向けの内部的な会報誌という役割だけでなく、外部に向けた広報誌としての意味も持ちます。連合会広報部だけでなく、全国の会員お一人お一人がその役割をご認識いただき、今後も多様な原稿をお寄せいただくこと、広報部一同願っております。

日本土地家屋調査士会連合会広報部

会報800号を迎えて

はじめに

私が広報部長を担当させていただいたのは平成25年度から平成26年度までの2年間です。

私は日本土地家屋調査士会連合会(連合会)の役員2期目の時であり、林千年会長が当時の連合会長、現在の連合会長である岡田潤一郎会長が担当副会長、次長が金子正俊理事(大阪土地家屋調査士会)、担当理事が上杉和子理事(三重県土地家屋調査士会)、広報員が羽鳥光明会員(東京土地家屋調査士会)、渡邊徳和会員(鳥取県土地家屋調査士会)、福崎秀一会員(鹿児島県土地家屋調査士会)、鈴木義雄会員(福島県土地家屋調査士会)、田邊満夫会員(高知県土地家屋調査士会)といったメンバーで2年間、連合会の広報に関する事業を行ってまいりました。部会や委員会のたびに、上杉理事が抹茶を点てくださり、お茶菓子とともに頂いてから会議を始めていたことが良い思い出です。(所属会・役職は当時のものです。)

土地家屋調査士試験受験者アンケート

連合会の改選期の会務は、連合会の総会が6月第3週にあり、7月初旬に各部の配属が決まり、7月末頃から部会があり会務が始まるという流れですが、8月初旬に岡田副会長から土地家屋調査士の試験日に試験が終わった受験生にアンケートを行おうとい

元広報部長 佐藤 彰宣



う電話がありました。当時は8月下旬の日曜日に試験が行われていたので、お盆休みも入れて3週間くらいしか期間がなく、大慌てで準備をしました。連合会の会務というものは、短期間でも事業を行わなければならないということを実感した事業でした。受験者にアンケートを行うということは、恐らく初めての試みだったと思いますが、受験生における補助者の割合、親子の割合、その他多くの事がわかり、その後の受験者増加に向けての活動の参考になったのではないかと考えております。試験会場のある土地家屋調査士会の皆様には、アンケート実施に当たり、試験会場でアンケート配布する等のご協力をいただきありがとうございました。

マスメディアの活用

受験者アンケートの集計等を終え、ほっとしたのも束の間、年度内にTV番組を制作したいと考え、その企画の作成に取り掛かりました。年度内に番組を制作し放映するとなると、12月にある連合会の理事会での審議が絶対条件となります。TV番組の制作となると必要な費用が大きくなり慎重な審議が必要となりますので、常任理事になって間もない私にとっては、大きなプレッシャーの掛かる事業でした。一番頭を悩ませたのは、連合会が行う事業なの

で、全国で放映されるということが大原則でした。全国放送となると費用が莫大に掛かります。困り果てて、知り合いの地元のTV局の社員に相談したところ、BS放送なら予算内で収まりそうだということになり、BS放送で放映することとしました。内容に関しては、当時、富山県の小学生が夏休みの自由研究として作成した「調べてみよう!! 地面のボタンのナゾ 一番えらいボタンをさがせ!!」が評判になっておりましたので、これを参考にさせていただきながら、国民の皆さんに土地家屋調査士の仕事内容を理解していただけるようなものを目指しました。この番組制作に当たっては、東京土地家屋調査士会の大瀧善雄会員に多大なるご協力をいただきました。大瀧先生、ありがとうございました。

次の年度には、3人の土地家屋調査士の日常に密着したものを内容とした「境界をさがせ!〜3人の土地家屋調査士たち〜」を制作しました。密着させていただいた神奈川県土地家屋調査士会の田中明子会員、青森県土地家屋調査士会の大柳錦也会員、宮城県土地家屋調査士会松岡勇二会員にはお世話になりました。ありがとうございました。

この二つの番組は、連合会のYouTubeで観ることができると思いますので視聴いただき、「いいね」ボタンを押していただければと思います。

また、週刊文春の中面のカラー両開きに「トップの戦略」というページがあり、林会長に2回登場いただき、キャスターの八塩圭子さん、女優の東ちづるさんとの対談記事を掲載しました。土地家屋調査士の職能を分かりやすくお伝えできた良い対談記事だったと思います。

「境界紛争ゼロ宣言!!!」

この宣言は、林会長が提唱した宣言であり、この宣言をキャッチフレーズに2年間、制度広報を行いました。このフレーズは政治家の皆様にも、土地家屋調査士制度を分かりやすく表現したフレーズだと大変好評でしたので、この宣言を基にピンバッジや横断幕を作成しました。また、2014年には「日調連公開シンポジウム 土地境界紛争が起きない社会」を開催し、最後に林会長が「境界紛争をゼロにすること」を宣言しました。このシンポジウムには、全国から多数の土地家屋調査士や政治家、一般の方に

参加いただき盛会に終わりました。

「会報 土地家屋調査士」

今回800号を迎えた「土地家屋調査士」ですが、私の時は、金子次長が編集長を担当してくださり、上杉理事、広報員、広報担当職員とともに作成しておりました。ほぼ毎月、電子会議で編集会議を行い、企画を考えておりました。なかなか、目新しい企画を考えることが難しい中、金子次長を中心に皆さんに頑張っていたいただいたおかげで、2年間終わることができました。本当に、金子次長、上杉理事、広報員の皆様には感謝しております。この2年間は、会報誌を作成し続けることが大変で、読んでくれている方ってどのくらいいるのだろうか?と思うことが多かったですが、自分が作成する立場を離れると、地元の法務局の職員の方や身近な会員も読んでくれていることがわかったりしたので、会報誌の重要さを改めて認識しました。現在、会報誌作成に携わる方々は、毎月作成し続けるということは本当に大変だと思いますが、毎月楽しみに読んでいる方がたくさんいると思いますので、それを励みに頑張ってもらえればと思います。

おわりに

連合会の広報を担当した2年間、「境界紛争ゼロ宣言!!」のピンバッジ、横断幕といったグッズの作成、「G空間EXPO」、「日調連公開シンポジウム」といったイベント、「TV番組の作成」、「週刊文春の対談記事」といったマスメディアの活用等、いろいろな事業を執行させていただいた中で、いつも考えていたことが、「連合会でやるべき広報とは何か」ということでした。結局、結論が出せないで終わってしまいましたが、今年度から2年間は札幌土地家屋調査士会の会長の立場で、札幌会の広報部と共に「単位の行うべき広報、単位会でできる広報」を考えていきたいと思っています。

最後になりますが、現在の連合会の広報関係の方々にはいろいろと大変なことがあると思いますが、広報活動には正解がないと思いますので、周囲の反応はあまり気にすることなく、2年間頑張っていたいただければと思います。

「測量の日」記念フェア 2023

(第25回近畿地方測量技術発表会)

去る令和5年6月6日、大阪合同庁舎第4号館4階講堂にて『「測量の日」記念フェア2023(第25回近畿地方測量技術発表会)』が開催されました。本イベントには国土地理院近畿地方測量部等の他に、大阪土地家屋調査士会も主催者として名を連ねておられます。



閉会挨拶 大阪土地家屋調査士会 山脇優子副会長



発表の様子 大阪土地家屋調査士会 流王英樹会員

開催概要

日時：令和5年6月6日(火)
場所：大阪合同庁舎第4号館 4階 講堂
主催：国土地理院近畿地方測量部、(一社)大阪府測量設計業協会、大阪土地家屋調査士会、(公社)日本測量協会関西支部
後援：大阪府、「測量の日」近畿地区連絡協議会

- ・「茨木市で行われた大都市型登記所備付地図作成作業について」
大阪土地家屋調査士会 流王 英樹
- ・「(一社)大阪府測量設計業協会の技術ワーキングの取組」
(株)淀川アクテス空間計測課
課長 谷口 朋宏、主任 石井 智也
- ・閉会挨拶

プログラム

■第25回近畿地方測量技術発表会

【プログラム】(敬称略)

- ・開会挨拶
- ・『「公共測量作業規程の準則」の一部改正」
国土地理院企画部測量指導課長 川元 智司
- ・「地理院地図でDX進化した道路占用オンライン協議・申請システム」
(一社)GIS支援センター 理事 一氏 昭吉
- ・「3次元点群データを用いた地籍調査の現状」
(株)かんこう技術本部 空間情報部
センシング技術課 課長 辻 雄一

■測量機器・システム展

第25回近畿地方測量技術発表会の休憩時間に、地理空間情報等の利活用、最新の測量機器・システム等に関する動画が配信されました。

このように多くの発表・展示があったわけですが、特に印象に残った発表としては国土地理院企画部測量指導課長 川元智司氏による『「公共測量作業規程の準則」の一部改正』でした。

タイトル通り、「公共測量作業規程の準則」の令和5年度における改正事項についての解説が主な内容でした。ちなみに作業規程の準則とは、「測量法(昭和24年法律188号)34条の規定に基づき、公共測

量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とし、国土交通大臣が作業規程の準則を定めることができる」とされています。

今回の改正のポイントとしては、まず、新たな測量手法が規定された点があげられます。具体的には電子基準点のみを既知点とする3級基準点測量、三次元点群データ作成・数値地形図作成を行うUAVレーザ測量、車載写真レーザ測量(三次元点群測量の追加)、航空レーザ測深測量が追加されました。

他には写真測量関係の見直しも行われました。具体的には空中写真測量におけるフィルムカメラによる撮影の廃止です。「フィルムメーカーの航空フィルム製造からの撤退により公共測量では近年実施件数もないから」とのことでした。ただ、時代の波とはいえ一抹の寂しさを感じたのは私だけでしょうか。

また今回、大阪土地家屋調査士会を代表して発表をされました大阪土地家屋調査士会 流王英樹会員による「茨木市で行われた大都市型登記所備付地図作成作業について」につき、以下内容をかいつまんでご報告させていただきます。

大阪府茨木市は、中心市街地に法務局の公図が非常に混乱している地区が存在していました。この地図混乱の一因として戦前に行われた耕地整理事業があげられます。

耕地整理事業について、その実施に至った背景事情につき時系列を追って整理しますと、昭和10年6月29日から30日に発生した大雨により、当地を流れる茨木川が決壊し、さらに当年8月9日から11日にかけて襲来した台風で、周辺の茨木川、安威川の堤防が決壊して甚大な被害が発生したことから耕地整理に向けての機運が高まります。

昭和11年には、茨木町耕地整理組合が約220名の組合員で設立されます。設立の目的としては、前年の水害の経験から近代的な水路が必要であり、地区内の道水路を整理し、整備すること、さらには昭和4年の世界恐慌による深刻な不況によって疲弊した農村を困窮から救うための、救恤政策的な意味合いを持った公共事業という側面もありました。

当初の計画としては、昭和12年に事業開始、昭

和16年に完成予定でしたが、太平洋戦争の激化や、終戦といった未曾有の困難な時期を経て、昭和28年3月31日、換地処分認可がされました。

しかし、その際に耕地整理事業後の登記簿と公図は法務局に送付されず公図の手入れがされなかったため、今回の法14条地図作成までは耕地整理事業前の公図をそのまま使用していた状況でした。

今回の14条地図作成作業区域内には耕地整理事業でできた道水路が存在しますが、公図自体は耕地整理以前のものですから、調査素図を公図そのままで作成しても現地と合いません。耕地整理の道水路内には本来存在しない私有地が存在し、逆に耕地整理事業で廃止したはずの道水路が公図上に存在している状態でした。

作業においては耕地整理の道水路を復元する必要がありましたが、当時の資料が失われていたため、耕地整理の完成図面も存在しませんでした。従って、今回耕地整理の道水路の復元に使用した資料の一つとして空中写真を活用しました。

過去の耕地整理事業を今日まで処理できなかった理由の一つとして、事業開始当時の土地所有者が220人ほどだったのに対し、現在の所有者が2万人を超えている点があります。ほとんどの土地所有者が耕地整理事業後、高度成長期に入って土地を購入しています。耕地整理事業の存在すら知らずに道路部分まで購入している人もいました。この方たちに過去の経緯を説明して、本来の筆界を確認していただく作業は困難を極める作業でした。結果として通常の14条地図作成作業に比べ二次立会の割合が非常に高く、おおよそ15%は二次立会を行うことになりました。

しかし、事前準備を綿密に行ったこと、耕地整理事業に関する知識を持った土地家屋調査士が立会を行ったことによって、低い筆界未定率に収まりました。

なお、土地所有者が筆界を承諾される理由として、お隣も承諾されたから、という理由が多かったようには感じます。3、4期目は他に比べ未定率が比較的多いのですが、この地区は商店街であり土地所有者が現地に住んでいないケースが多く、お隣との関係を気にすることが少なかったことが原因の一つと考えられます。

茨木市大都市型法務局備付地図作成事業概要

- ・面積 3.11km² (1期約0.5km²×6期)
- ・筆数 16961筆 (作業前)
- ・地権者 12717名 (所有権登記名義人)
- ・期間 平成27年7月30日～令和4年2月28日 (6期8年)
- ・作業人数 統括責任者1名、立会測量班9班 (各班2名)
- ・スケジュール 1年目：基準点設置、調査素図作成、事前測量
2年目：立会、一筆地測量、縦覧、地図作成

14条地図作成成果

期	区域	面積 (km ²)	筆数	地権者数	面積 (m ²)	筆数	地権者数	面積 (m ²)	筆数	地権者数
1期	駅前一丁目地区	0.5	2	7	115	2374	1866	14	24%	
2期	五原町地区	0.54	0	5	237	2551	2075	89	2.0%	
3期	八代町地区	0.49	0	5	209	2919	2319	130	4.7%	
4期	藤原町地区	0.58	0	9	276	3867	2979	110	5.2%	
5期	大谷町地区	0.52	0	3	213	3209	2504	41	3.2%	
6期	堀西町地区	0.48	0	4	211	2461	1902	52	2.8%	
合計		3.11				16961	12725	466	3.6%	

ここまで発表を伺って、以下の条件が重なると、混乱の程度はともかく、高い割合で公図混乱地域が発生するように感じました。

- ・戦前(開始)の耕地整理事業実施区域
- ・明治期作成の公図区域
- ・大規模都市近郊による戦後大幅に人口の増加した区域

こう考えますと、全国的にも該当する地域はまだまだ多く存在するように思います。何も知らずに今回の様な土地を購入された方にとっては、まさに寝耳に水のような話だったかと思うのですが、結局は

誰かが介入し、整理をしなければ年を経るごとに状況は悪化したものと思われます。

そう考えますと、茨木市で行われた大都市型法務局備付地図作成事業は、「不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することによって国民の財産を守る」という、土地家屋調査士本来の社会的使命を如何なく発揮された好事例であったと思います。大阪でのこうした貴重な地図作成の経験が全国の土地家屋調査士に共有され、生きた業務マニュアルとなり、各地の地図混乱地域の解消の原動力となればと切に感じた一日でした。

広報員 西村和洋(滋賀会)

測量・地理空間情報 イノベーション大会2023 ～集い再び～

公益社団法人日本測量協会主催の「測量・地理空間情報イノベーション大会2023～集い再び～」に出席し、測量業界の最新の技術や取り組みについて学ぶ機会を得ました。この記事では、大会で特に印象に残ったセッションの要点をまとめ、測量イノベーションの最前線について報告します。

本大会は、4年ぶりに集合形式で開催されたとのことでした。東京大学伊藤国際学術センターを本会場とし、全国9か所のサテライト会場とオンデマンド配信というハイブリッドな形式で行われました。初日は福岡のサテライト会場で受講し、2日目はオンデマンド配信を視聴という自由な選択で参加させていただきました。

参考として、講演の演題を以下に列挙します。

- ①大手測量会社におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組
 - (1) 河川分野でのDXの取組～三次元管内図を活用したDXの事例～
 - (2) GNSS・IoTセンサ・衛星SARの統合によるインフラ点検の省力化・効率化の取組み
 - (3) 地理空間情報とDXで明日を共創(つく)る
 - (4) 空のモビリティにおける朝日航洋DXの取組について
- ②特別講演：地理空間情報に関する国際動向
- ③パネルディスカッション「三次元計測コンサルタントへの道～レベル4飛行によるこれからのUAV計測～」
 - (1) レベル4飛行で変わる制度
 - (2) ドローンの技術開発
 - (3) UAV活用事例の紹介レベル4飛行に向けて
 - (4) 空の産業革命にむけて～レベル4測量飛行への展望と課題～
- ④地域会場とつなぐ～UAV利活用状況と課題等～
 - (1) 東北会場：地域におけるUAVの利活用
 - (2) 東京会場：長野県におけるUAV利活用の状況と課題
 - (3) 関西会場：UAV利活用状況・課題(関西地区)
 - (4) 九州会場：UAV(写真・点群・レーザ) and the next world

- ⑤パネルディスカッション「働き続けるために」
 - (1) 複数の業種を経験することで得られるもの
 - (2) 異業種からの転職を経験して得られたもの
 - (3) 人生は測り知れないコトばかり
 - (4) 情熱・探求心でチャレンジする10箇条
- ⑥パネルディスカッション「3Dデータの利活用と未来像」
 - (1) 3Dデータの計測及びモデル化の現状と課題
 - (2) データ提供のあり方について
 - (3) BIM / CIMを想定した3次元測量業務の利活用の現状と課題
 - (4) デジタルツイン実現に向けた3D都市モデルの整備と利活用
 - (5) 空間情報の新しい日常に向けて(Spatial creation)
 - (6) 「計測」の現状・課題
- ⑦測量サミット～他分野との交流～
 - (1) 道路分野における測量
 - (2) 公共測量と施工測量について
 - (3) 土地区画整理事業における測量の役割
- ⑧新たな分野における利活用～市場開拓と価値創造～
 - (1) 市場開拓と価値創造
 - (2) 海底地形でもっと楽しく！釣りドコ
 - (3) 歴史遺産のアーカイブ事業～測量・空間情報技術の文化財分野への活用事例～
 - (4) 企業防災活動への活用
 - (5) IMS3(画像系MMS)を用いた景観調査
- ⑨ベンダーフォーラム
 - (1) 最新の純国産ドローン計測のご案内
 - (2) 販売実績国内トップクラス「TerraLidarシリーズ」のご紹介
 - (3) 過酷環境での測量・点検業務を楽にする「目視外点検見える化ソリューション」

- (4) RIEGL LiDARシステム最新情報
- ⑩準則改正と成果検定
- (1) 作業規程の準則改正と品質管理
—準則改正のポイント—
- (2) 三次元点群測量の検定の実際
—測量成果品作成のポイント—

上記演題からも、DX・UAV・3Dといったワードが示す方向に測量業界は向かって行っているのだと感じ取れる大会でした。ここから、上記演題の中から私が特に気になった講演をご紹介させていただきます。

地理空間情報に関する国際動向

講演者：国土地理院 大木 章一氏

この講演では、国際連合での地理空間情報に関する活動と各国の取組が紹介されました。シンガポールでは、スマート国家の取組の一環として、国土全体を3Dモデル化し、バーチャル都市の構築が進められています。マレーシアでは、スマートシティ向けのサービスをサポートするための地籍(登記)ベースの空間分析プラットフォームの創設が進行中です。オーストラリアとニュージーランドでは、測地から測位にシフトし、ITRF(国際地球基準座標系)に準拠した大陸移動や地殻変動を反映した国家座標を標準化しています。アメリカでは、2023年までに全土の航空レーザー(LIDAR)によるデータ取得を完了する予定です(3D Elevation Programでウェブ検索可能)。EU各国は国内の空間データ基盤を積極的に確立しています。イギリスでは、ジオベーション(GEO+INNOVATION)分野のスタートアップを支援し、2025年までに位置情報データに関する国家的枠組みの整備を目指しています。中国は1/50000スケールの地図を毎年更新しており、国連グローバル地理情報知識・イノベーションセンターと持続可能な発展データ国際研究所を設立。日本でも、G空間情報センターに法務省の地図データが公開されたことは、エポックメイキングな出来事と評価されていました。

道路分野における測量

講演者：株式会社パスコ 岡本 芳樹氏

測量は、土地の位置情報を測量技術により二次元、

三次元で計測する総合技術で、人々の安全で快適な生活、効率的で高度な経済活動を根底から支えています。その技術は人類の歴史とともに進化し続けています。これからの測量技術者には三次元情報の取得・処理・分析・加工・可視化の技術を持ち、時間を加えた四次元の空間情報をコンサルティングできる能力が求められていると説明されました。このようなスキルは、現代のデジタル化と情報化の流れに対応するために不可欠なもので、AI技術も含めた最新の技術の活用が重要であると述べられました。総務省はデジタルライフラインの取組を進めており、その一部としてサイバー空間の創出に三次元地図の整備が必須とされています。また、国家座標に準拠した国土基盤情報がプラットフォームとして整備・更新され、活用されることが期待されています。

このような背景を踏まえ、測量技術者が50年後の未来の道路を想像しながら、今の業務に取り組むことが求められていますとまとめられました。

河川分野でのDX取組

講演者：株式会社パスコ 深井 康暁氏

三次元データは、二次元データと異なり管理が困難であり、三次元データを紙に出力した図面などで管理することは難しいのが現状です。しかし、情報量が二次元の測量データよりも多いため、当初の目的だけでなく、様々な用途に利用することができます。そのため、三次元データを日常で管理できる環境を構築したり、必要なデータを検索するための環境を整えたり、データを保存・保管するシステムを確立することは重要な課題となっています。三次元地形データを基礎資料として表示するDXの具体的な事例として、「モノのDX化」：二次元図は、実際のイメージが経験によって影響を受けますが、三次元化することで誰もが同じイメージを共有できます。これにより、必要な情報を正確に表現することが可能になります。「行動のDX化」：目的地を問わず、どこからでも確認することが可能になります。これにより、現地へ直接行くことが困難な場所でも、まるで現地にいるかのように確認することが可能となるとの内容の講義でした。土地家屋調査士の収集する測量以外の情報も集積活用する方法を模索していかなければならないと感じました。

地理空間情報とDXで明日を共創(つくる)

講演者：アジア航測株式会社 大石 哲氏

センシングと流域管理は、AR技術を用いた災害対策支援として機能します。例えば、現地に行かなくても状況を把握することが可能となり、高精度な三次元データの構築により、平面だけでなく多面的な確認が可能となります。

地理空間情報活用推進基本法では、「地理空間情報」という用語が定義され、地理空間情報の高度な活用が現在及び将来の国民が豊かな生活を営む上で重要とされています。

測量業界は、測量技術の追求や真に実世界を再現する技術の探求に取り組んでいます。その上で、測量技術だけでなく、サービス提供までを担う主要なプレイヤーとなることが求められています。データの収集、利用、理解は、その業界の全体像を描く上で重要な役割を果たしています。三次元データを用いた測量が一般的となりつつあり、これからはそのデータの活用方法に焦点を当てるべきであると述べられました。

以上、2日に渡る講演から抜粋してご紹介しましたが、その他にも、「ソクジョの会」という女性

の測量技術向上を目指す取組や、LOD (Level of Detail)、バーチャルツインといった土地家屋調査士にとっても有用性を持つ多種多様なテーマが取り上げられていました。「ソクジョの会」は女性が測量業界で働き続けるために、会社の垣根を越えて2015年に5社の女性社員15名で委員会を設立されています。これから女性が活躍する時代に即した活動です。土地家屋調査士会でもそういった取組が出来ればよいと勝手ながら想像してしまいました。世界各国は、国土管理について世界測地の3Dデータ化を目指しており、測量業界でも、TSによる単点測量から3D測量、航空写真測量など、目的とする測量情報以外の測量情報を多く取得し活用していこうとしています。我々土地家屋調査士の表現できる測量データは精密なXとY座標の二次元データです。筆界調査の過程で多くの情報を得ていますが、活用出来ているとは言い難い状況です。XとY座標で表現する測量図面を中心として、筆界調査の情報を有効活用しこれからの世界・未来と、どう渡り合っていけるのか考えながら、本稿を締めさせていただきます。

広報部理事 松村充晃(熊本会)

第16回つくば国際 ウォーキング大会

主 催：第16回つくば国際ウォーキング実行委員会、(社)日本ウォーキング協会
(JWA)、茨城県ウォーキング協会(IWA)
共 催：つくば市、茨城土地家屋調査士会ほか
後 援：茨城県、つくば市教育委員会、国土地理院ほか
協 賛：日本土地家屋調査士会連合会ほか
大会参加者：469名

令和5年6月4日(日)に第16回つくば国際ウォーキング大会が開催されました。新型コロナウイルスの感染拡大を最小限に抑えることから開会式等のイベントは行わず、1日だけの開催となりました。前日の夜には激しい雨が降り開催が危ぶまれましたが、当日は快晴で絶好のウォーキング日和となりました。

スタート&ゴール地点である、つくば市研究学園駅前公園に8時頃到着してみると、既に受付を済ませ、思い思いに歩き始める参加者が目に入りました。大会実行委員会の方々にご挨拶させていただいた後、茨城土地家屋調査士会の皆さんがお手伝いしている駐車場へ向かいました。大会に車で参加

される方と一般の方を誘導する係で、現場仕事に慣れているとはいえ、日影のほぼない1日中立ち通しのお役目は本当に大変だったと思います。改めてご協力に感謝申し上げます。

私はかつて日本土地家屋調査士会連合会(日調連)の広報員として同大会の第1回と第2回を取材させていただく機会に恵まれました。15年後の今日、日調連の広報部長として最後に取材するのがこの大会であるということは運命のめぐり合わせかもしれません。そこで当時の思い出話を少ししたいと思います。

平成19年秋につくば市が市制20周年を迎えることと、つくばエクスプレスがつくばまで開通し

たことなどを契機として、(社)日本ウォーキング協会(JWA)と茨城県ウォーキング協会(IWA)の尽力により、同年12月2日(日)に「つくば市制20周年記念ウォーキング大会」として第1回目が開催されたのが始まりです。

当時は本大会前日に「せっかくウォーク」というプレイイベントがあり、第1回目はJWAの「美しい日本の歩きたくなるみち500選」の中から選ばれた、つくば市近郊の「笠間コース」8kmを歩きました。秋の深まりを感じる中、陶芸



受付の様子



(左から)大山 智・大里 俊広・塚田 昌英・山田 智範 各会員



のぼり旗

の里と笠間稲荷への道はノスタルジアさえ感じる雰囲気のあるコースで、日調連の藤木広報部長とともに参加しました。

本大会当日はメイン会場であるつくば市中央公園で出発式がありました。大会会長(田中IWA会長)を始め、岡田つくば市副市長、小牧国土地理院長による挨拶があり、式典の最後は地元の女子中学生の掛け声とともに8コースに分かれて大会がスタートしました。

第2回は、平成20年11月9日(日)に開催されました。2回目の「せっかくウォーク」も昨年に続き藤木広報部長と参加したのですが、今回は妻と子供(1歳、ベビーカー持参)も加わりました。コースは筑波庁舎から筑波山神社までの約10km、夕方から日暮れにかけて歩くというものでした。地元の方や学生さんたちの協力により、コースの所々にライトアートが設置されていました。趣のある街並みが「あかり」によってさらに暖かみを増していました。道中は癒しを感じながらのウォーキングでしたが、ベビーカーを押しながら筑波山神社へ向かう最後の登りで体力的にはバテバテでした。時期的に筑波山麓秋祭りのイベントと重なり、神社の門は朱色に、拝殿は薄緑色にとライトアップされた幻想的な光景は今でも鮮明に覚えています。

それから15年の時を経て参加した第16回をご紹介します。コースは25km、15km、5kmの3コースとなり自分の脚力に合わせて選ぶことができますが、一番長い25kmコースをここでご紹介しましょう。

つくば市研究学園駅前公園をスタートして片側2車線の県道19号線を南下、エキスポ通りを東へ、松代公園へ向かいます。牛久学園通りの街路樹は、ほどよい日影をつくり歩きやすいです。洞峰公園通りを東へ向かいます。住宅の多い通りをしばらく進むと、洞峰公園に到着。ここまでおよそ6kmの行程です。赤塚公園までは気象研究所東側の遊歩道を南へ歩きます。赤塚公園を抜けた先の国道354号線をさらに東へ向かいます。駐車場が整備された郊外型店舗を見ながら1kmほど進み大角豆(ささぎ)交差点を左折、北へ向かいます。学園東大通り沿いには産業技術総合研究所やJAXA筑波宇宙センターなど、学園都市の名に



25kmマップ



スタート地点

ふさわしい施設が並んでいます。この通りをさらに北上すると筑波大学がありますが、その手前に位置する妻木の交差点まで進んで西に折れます。ここまでおよそ15km。続いて筑波大学附属病院を目指します。筑波大学の校章は「五三の桐葉型」が採用されています。土地家屋調査士ならつつい嬉しくなるはず。筑波大学附属病院前の学園西大通りをしばらく北上すると国土地理院が見えてきます。そこから西へ向かい、豊里ゆかりの森まで来たらあとは南下、ひたすらゴールを目指すだけです。自然あり、知的好奇心をくすぐる研究所や科学館あり、と参加者が歩くのを飽きさせないコースです。「測量の日」を記念したこのイベントに、機会を見つけて是非ご自身の足で参加していただきたいと思います。

前広報部長 山本 憲一(東京会)

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 115

千葉会

『会員同士の交流の重要性』

千葉県土地家屋調査士会 総務部長 鎗田 昌夫

千葉県土地家屋調査士会は、この4月1日現在の会員数574名の会であります。会の親睦事業として過去には、全会員を対象としての支部対抗ソフトボール大会や支部対抗運動会などを開催していました。昨今は会員の高齢化等もあり、このような運動系ではない親睦事業はないかと理事会で議論がされたり、ボウリング大会であれば年齢差を埋められるのではないかと議論がなされていた矢先に、新型コロナウイルスの蔓延により、親睦事業など考えられない状況となってしまいました。一方でゴルフを趣味とする会員向けには、この7月の開催で124回目となる支部の持ち回りで運営している千葉会ゴルフ大会は、会員の親睦という意味では長く続いているものがあります。そんな中、ゴルフ以外の趣味を持つ会員同士の集まりに助成金を出して欲しいとの要望を受け、千葉会の理事会では、会員同士の交流の場として同じ趣味を持つもの同士の活動は適しているのではないかと。また別の観点から考えると綱紀案件が上がってくる会員の多くは、あまり顔のわからない、いわゆる交流の無い会員が多いことを考慮すれば、多種に渡る集まりで、このような会員を減らすことができないかとの意見から、千葉会の理事会にて新たに同好会規定を制定し、以前からゴルフ大会を運営していた同好会はもちろんのこと、新たにサイクル同



クーラーボックスのアジ

好会や釣り同好会を千葉会の認める同好会として認定し、助成金の交付も行うこととなりました。

そして、この6月25日(日)に釣り同好会の活動に参加してきました。東京湾で乗合船に乗ってのアジ釣りです。正式な同好会の認定前から活動を行っていた釣り同好会には、昨年と一昨年とお誘いをいただいていたのですが、私が参加の申し込みをすると、なぜか当日は悪天候で出船できないために中止が続いていましたが、今回は晴天に恵まれて、暑いぐらいの天候でした。参加者9人と少し寂しめな人数でしたが、初回にしては上々な活動結果だったかと思えます。釣り経験もそれぞれ、釣果もそれぞれ、船酔いの加減もそれぞれでしたが普段交流が少ない遠



集合写真



船での2名

くの支部の方々や年代の違う方々とお話しができました。船を降りてからは、「アジ3匹で刺身盛り合わせになるかな。」「サバも5匹釣れたけど、火を通した調理じゃないとサバは食べるの怖いでしょ。」など、今度は調理同好会にでもなったかのように釣りの陸に上がってからの醍醐味を語っていました。この秋には家族が参加し易い東京湾のハゼの天麩羅船での釣りを企画しているそうです。もちろん私は仕事はさておき参加したいと思います。その前に、こ

の文章の投稿締切日の次の日は千葉会のゴルフ同好会のコンペです。もちろん参加させていただきます。

千葉県土地家屋調査士会では、この同好会活動を通して、会員同士の交流が盛んになり、業務に関する情報交換の場の一助になればと考えて取り組んでいます。そして顔が見える土地家屋調査士会と発展して行くことで、千葉会の会務運営の多くの悩み事が減ることと信じています。

滋賀会 『美味と伝統が織り成す穏やかな滋味』

滋賀県土地家屋調査士会 広報部長 奥居 篤

筆者の地元である滋賀県長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県と接しています。

長浜市には、長浜城、黒壁スクエアなど多くの見どころがありますが、今回は紙面の制約から長浜市木之本町の旧市街地を紹介したいと思います。

木之本町は古くから交通の要衝・宿場町として栄えた中心地ですが、現在は過疎化が進んでいます。

それでも意外なほど多くの観光客が訪れています。地元の魅力や特産品に惹かれた人々が、この地域を訪れています。

さて、皆さんは食べ物について忘れられない印象的な経験をお持ちではないでしょうか？ おいしい食べ物は、人の心に忘れられない印象を残します。私の地元には忘れられない印象的な食べ物があります。それがサラダパンです。

■サラダパン

サラダパンを製造するつるやパンは木之本町の旧市街地、北国街道(国道303号線)沿いに位置します。周囲は古い町並みが広がり、週末や祝日には多くの観光客で賑わいます。筆者が訪れた際にも、観光客やツーリングを楽しむ方々がつるやパンに入店されていました。

地元の方々にも長年愛されてきたサラダパンについてですが、初めて食べる観光客の方々には中身に驚かれることが多いです。中身が何なのかはともかく、



木之本つるやパン本店前

私個人の感想としては、ただただおいしいパンだと感じています(筆者はつるやパンの回し者ではありません)。中身の具体的な内容は秘密にさせていただきますので、ネットで検索せずに何も知らない状態で食べていただくと最もサラダパンを楽しんでいただけると思います。

つるやパンではサラダパン以外にもサンドウィッチというパンもありますが、実はつるやパンで一番人気なのはサラダパンではなくサンドウィッチです。筆者もサンドウィッチが好みです(写真右下の丸いパンです)。こちらも中身については秘密にさせていただきますので、ぜひ読者の皆さんも木之本町に足を運んで、直接味わってみてください。きっと個性的な味わ

いへの驚きと新鮮さを楽しむことができますでしょう。

さて、つるやパン近くの北国街道沿いには山路酒造と富田酒造という歴史ある酒造メーカーがあります。

■山路酒造

山路酒造は1532年(天文元年)に創業され、現在では日本で唯一の桑の葉のお酒を造っています。この桑酒は、砂糖や甘味料を一切使用せずに作られ、自然な甘さと桑の葉の香りを楽しむことができます。桑酒はその珍しさと味わいの魅力から全国に多くのファンがいます。

また、桑酒はかの有名な小説家の島崎藤村も愛したお酒として知られています。木之本町を訪れる際には、この珍しいお酒に興味を持ってみてはいかがでしょうか？

さらに山路酒造では桑酒以外にも日本酒、桑酒を使ったスイーツ、桑酒ジェラートなどを楽しむことができます。訪れた際には、桑酒以外の商品も試してみることをお勧めします。



山路酒造前

■富田酒造

富田酒造は山路酒造と同じ年代に創業している古い酒造メーカーです。富田酒造には「七本槍」という名の銘酒があります。この名前は戦国時代の賤ヶ岳の戦いで活躍した七人の若武者に由来しています。彼らは羽柴秀吉の勢力に与し、勇猛果敢な戦いで勝利をもたらしました。七本槍という名前は、彼らの活躍から取られています。

富田酒造では沢山の種類のお酒が造られていますが、筆者が特にお勧めするのは毎年12月ごろに販売されるしぼりたて生原酒です。お米の種類によりますが、少し辛口で香りの強いお酒が好きな方には堪らない逸品です。七本槍は、美食家で知られる北大路魯山人も愛したお酒としても有名です。

以上のように、長浜市木之本町にはつるやパンのサラダパンやサンドウィッチ、山路酒造の桑酒、富田酒造の七本槍など、地元ならではの味わいが楽しめます。ぜひ訪れてみて、その魅力を堪能してください！



富田酒造前

お知らせ

土地家屋調査士調査情報保全管理システム 「調査士カルテ Map」の価格改定について

日本土地家屋調査士会連合会が土地家屋調査士の業務支援システムとして提供している標記「調査士カルテ Map」につきまして、リリースして以来、土地家屋調査士業務における課題解決及び効率化をサポートするためのサービスを目指し、さまざまな機能拡充及びアップデートを行ってきました。

しかし、昨今のエネルギーコストの上昇や急激な為替変動によるシステム運用費、設備関連費及び開発費など諸経費の高騰により、現行の価格では、現在の品質を維持したままサービスを安定的に提供することが困難な状況となったため、開発元である株式会社ゼンリンとの度重なる協議の結果、下記のとおり価格の改定を実施する運びとなりました。

今後もご要望にお応えできるよう、より一層の品質向上、機能の追加及び安定稼働によるサービスレベルの向上に努めますので、ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

記

1 改定価格

《改定前》	1IDあたり	3,300円/月(税込)
《改定後》	1IDあたり	3,960円/月(税込)

2 改定時期

令和5年9月1日～（令和5年9月分利用料から適用）

今秋をめどに、下記を始めとした多くの機能追加を予定しておりますので、ぜひご活用ください。

- JPEG形式による出力が可能になります。
- GNSS測位による現在位置の表示が可能になります。
- 共有ページにおける検索可能縮尺の範囲を拡張します。
(1/200～1/750 → 1/200～1/2000)

以上

令和5年度新体制を迎えて

会長 榊原 典夫



榊原会長

土地家屋調査士会会員の皆様には、平素から全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の会務運営と、全公連加盟協会の事業活動につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

去る6月1日に全公連令和5年度第38回定時総会を終え、役員改選の結果4期目となる会長職を拝命いたしました。ご支援いただきました全国各ブロック協議会の皆様に心中より御礼申し上げます。

昨年は、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)と全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)との三会による打合せ会議を継続して行ってまいりました。そこで今年度10月24日には、近畿ブロックにおいて日調連主催、全調政連、全公連共催によるシンポジウムを開催し、国会議員と地方議員そして地方自治体の関係者を対象に、狭あい道路解消に係る事業の重要性を広報することとしました。このシンポジウム運営は日調連近畿ブロック協議会が行い、全公連近畿ブロック協議会の各府県協会が地方自治体関係者への広報を受け持ち、全調政連が近畿圏の国会議員と地方議員への広報をそれぞれ担当いたします。是非多くの皆様の参加をお願いし、狭あい道路解消に係る事業(登記処理)が基盤整備の観点からも社会生活の安全と安心に繋がることを一人でも多くの方に広報したいと思います。

現在、土地家屋調査士の受験者数も激減し、団塊の世代の廃業が進む土地家屋調査士を取り巻く環境は、制度の継続すら読めない状況にあると言わざるを得ません。しかし現在、民法の一部改正により相続登記の義務化、相続土地国庫帰属法の創設、所有者不明土地関連法、土地基本法の一部改正による土地所有者の責務の規定等、国民生活に直結する法改正や法整備がなされています。このことは我々土地家屋調査士にとってある意味追い風とも言えると思います。チャンスを掴み取るためには、業界団体が

一つになり結束して事に当たらなければなりません。

全公連加盟の公嘱協会の責務は、嘱託登記手続の安心と安全を提供することで、公益目的法定事業や関連事業の拡大に向け努力し実績を勝ち取ることで、そのために必要な法整備として土地家屋調査士法第64条(協会の業務範囲)の一部改正を要望しています。昨年末に行われました自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の総会において、日調連岡田会長、全調政連椎名会長から要望について心強い説明とお願いをしていただきました。この件は私が会長就任以来お願いしてきた改正要望であり、協会にとって実のある改正をお願いしたいと思います。

このように我々土地家屋調査士三会は、かつてない結束で協働しようとしています。今年度はあらゆる事業活動が持続可能で、活力ある公嘱協会の組織改革に向け、全公連新役員と共に新たな挑戦をしてまいります。

終わりに、会員皆様方におかれましては、今後とも全公連と加盟協会に変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

各担当副会長からの就任挨拶

総務・経理・広報・公益・災害担当

副会長 望月 繁和



望月副会長

昨年度に引続き総務・経理・広報・公益・災害担当となりました望月です。私の担当する本年度の事業計画は、「1. 全公連組織及び運営に関する検討」、「2. 協会の充実発展に資する環境整備と協会が行う事業に関する研究」、「3. 広報活動の充実」、「4. 公益法人の運営に関するサポート」、「5. 災害支援時協定に基づく研究と対応」の5つがあります。デジタル田園都市構想を政府が進めていることから、全公連作成の14条の地図の管理システムの充実、WebGISの環境整備など、公益社団法人である公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)が、行政と共に官民協働ができるようシステムの構築の検討や提案を行うとともに、豪雨や地震等

の天災が多くなっていることから、災害発生後の復興・復旧を迅速に対応できるよう日々準備していきたいと思っております。

全国の協会が多くの官公署から信頼され、公益目的事業を通して社会貢献に繋げられる活動ができるよう皆様のご理解とご協力を賜りたくお願いいたします。

業務担当

副会長 伊藤 秀樹



伊藤副会長

業務担当の伊藤です。榊原会長の方針である「選択される協会」を旗印に全公連加盟協会の業務の充実と拡大を目指し活動しています。公益事業の啓発としては、狭あい道路整備解消業務、官民境界確認補助業務、里道水路の表題登記、登記調整業務を重点事業として提案しています。本年度は特に嘱託登記業務の適正な処理に向けた取り組みとして登記調整業務を研究します。また、三位一体で啓発活動を行っている狭あい道路の解消については、公嘱協会がやるべき事業として提案できるように理論武装を進めていきたいと思っております。

公嘱協会の発展が土地家屋調査士の未来に繋がることを信じ活動していますので、よろしくお願いいたします。

研修担当

副会長 花本 政秋



花本副会長

研修担当としましては、6月、11月、翌2月の年3回の研修会を予定しています。研修会の形式については、なるべく集合型を考えており、全国の協会業務、事務体制等日頃疑問に思うこと、聞きたい事等タイムリーな内容で行っていききたいと考えて

います。今後、アンケート等をお願いすることになった際にはご理解とご協力をお願いいたします。皆様の生の声が聞きたいと思っています。今後も有意義な研修を心がけていきます。

企画担当

副会長 堀 次夫



堀副会長

公共調達の適正な運用に係る研究と提言を行っております。特に平成18年以降主流となった一般競争入札が抱える問題を注視しています。この度令和5年度から関東地方整備局による「品質確保基準価格」の運用が始まり一つの転換期を迎えたように見えます。これが今後公共調達の変化を促しどのように展開するか注目しながら先の目的に沿って活動します。皆様にはご支援、ご協力をいただきたく今後も引き続きよろしくお願いいたします。

会議経過

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 7月14日 | 北海道ブロック協議会総会(札幌開催) |
| 7月19日 | 第3回三団体打合せ：シンポ事前打合せ(東京開催) |
| 8月9日 | 第3回正副会長会議(Web開催) |
| 8月9日 | 第1回業務担当打合せ(Web開催) |
| 8月28日 | 第1回広報委員会(東京開催) |
| 9月1日 | 「全公連だより」18号を発刊 |
| 10月16日 | 第4回正副会長会議(東京開催) |
| 10月16日 | 第2回監査会(東京開催) |
| 10月24日 | 狭あい道路解消シンポジウム(兵庫開催) |
| 10月25日 | 第6回理事会(兵庫開催) |
| 11月13～14日 | 第2回研修会(東京：ホテルメトロポリタンエドモント開催) |

まずは「年金額シミュレーション」！

鳥取会 遠藤 公章

1992年に土地家屋調査士として登録しました。数年の補助者経験の後ようやく試験に合格し、裕福な周辺の先生方と同じ土俵に立てたと思いました。

当時24歳、さあこれからどれだけ稼いで、どんな贅沢な暮らしが待っているのだろうと夢と希望に満ちた土地家屋調査士人生の始まりでした。車は真紅のフェラーリ、クーラーに乗って海上で優雅な休日を送る…。

ところが、いつまで経ってもそんな夢物語は私の元へは訪れてくれませんでした。訪れたのは、車は国産中古車(低年式)、休日でも仕事、貧乏暇なし生活でした。

老後の心配など一切考える必要のない人生から、老後のことを考える余裕のない人生となっていました。

それもそのはず、1992年といえばバブル崩壊の真っ只中、日本はまさに「失われた30年」の始まりにありました。さらに追い打ちをかけるかのように2008年のリーマンショック。

もうすっかり貧乏暇なし生活に慣れきっていた2012年、中国ブロック協議会から土地家屋調査士国民年金基金の代議員への依頼がありました。最初何のことかよく分かりませんでした。加入者の中から代議員になるということを知られました。それまで登録時各手続と一緒になんとなく進められるままに加入していたのでした。

代議員になり、制度の中身を理解するに連れ、つくづく加入していて良かった、登録のときに勧めてくれた方、本当にありがとうございます、そんな気持ちになりました。欲を言えば、もっと加入しておけば良かったな、勧めてくれた方、何でもっと勧めてくれなかったの？(冗談ですけど)

私達土地家屋調査士の多くは個人事業主です。全ての国民に加入義務のある国民年金以外は自分で手当しなければなりません。会社に勤めるサラリーマンや公務員のように国民年金と厚生年金が加入義務となっており、現役時代にあらかじめ多くの掛金を支払っている方々とは必然的に老後のリターンに差が出てきま



す。夫婦とも個人事務所勤務であればなおのことです。

国民年金のみでは月額6万円台と言われており、老後の生活はそれだけではきついものがあります。それにプラスするのが国民年金基金です。老後の安心は長い時間をかけてコツコツとやらなければなりません。

現在国民年金基金の予定利率は1.5%です。金利が非常に低い銀行等の預貯金と比べて有利と言えます。資産運用の面から考えても高利回りで安心だと考えます。また、税制上も優遇措置があり、掛金の全額(年額81万6千円まで)が社会保険料控除の対象、受給時には受け取る年金は公的年金等控除が適用など節税効果も得られます。

全国国民年金基金のホームページに「年金額シミュレーション」があります。自分の生年月日、性別、加入パターン(口数)そして課税所得額を入力するだけで掛金額、将来の受給金額、節税金額等も計算されて表示されます。とても簡単な操作ですので、自分の昨年の課税所得額を入力して試算してみたり、または目標収入金額を入力してみたりするのも良いです。このシミュレーションを通して自分の事務所経営と老後を含めた将来設計が具体的に見えるシステムです。未だ未加入の皆さん、是非シミュレーションに触れて国民年金基金の有利さを実感して頂き、老後に向けて安心して生活できる土地家屋調査士人生を送っていただきたいと思います。まずは「年金額シミュレーション」！

国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～節税しながら老後に備える～

1 税制上の優遇措置

掛金

掛金は全額社会保険料控除の対象となり所得税、住民税が軽減されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)

年金

受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。

遺族一時金

遺族一時金は全額が非課税となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

キャンペーン実施中!
8~10月ご加入の方に
クオカード2,000円進呈!

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方



重要 本年分の税控除をご希望の方は、10月13日(必着)までに加入申出書提出が必要です!

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます!



土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和5年7月3日付

東京 8309 成田 国秀
東京 8310 伊野波盛和
神奈川 3214 小島 裕
神奈川 3215 長田アント悠太
神奈川 3216 橋本健太郎
埼玉 2787 岸 俊幸
千葉 2272 伊藤 孝臣
千葉 2273 渡辺 真也
千葉 2274 阿部 克己
静岡 1869 坂井 悠人
愛知 3116 佐橋里字子
岡山 1429 鷺尾 一平
福岡 2416 脇山 拓也
沖縄 533 瀬戸 新一
愛媛 891 森 信也

令和5年7月10日付

東京 8311 温品 友陽
千葉 2275 鏑木 正文
大阪 3445 九後 善徳

令和5年7月20日付

東京 8312 安保 正人
埼玉 2788 森田 雅之
埼玉 2789 浅見 翼
静岡 1870 小山 琢磨
大阪 3446 田原 翔
大阪 3447 古林 正義
大阪 3448 裏木 大介
兵庫 2567 細川 文恵
岐阜 1327 村松佳緒里
岡山 1430 是友 良介
福岡 2417 柳田 完爾
福島 1525 佐藤 彰洋

登録取消し者

令和5年4月18日付

山口 594 宮崎 晴雄

令和5年4月23日付

千葉 1096 豊村 英夫

令和5年5月9日付

神奈川 2152 小菅 芳輔

令和5年5月10日付

福岡 1977 中村 昭彦

令和5年5月18日付

長野 2001 神津 安一

令和5年5月23日付

宮崎 674 成田 親実

令和5年5月28日付

千葉 1091 永澤 勇
兵庫 2311 松本 龍雄

令和5年6月8日付

青森 604 辻村 孝直

令和5年6月13日付

兵庫 1577 小林 克行

令和5年6月18日付

宮城 837 日下 友之

令和5年7月3日付

東京 6772 鈴木 孝三
神奈川 1437 尾上 英雄
三重 915 柴山 真一
富山 446 山崎 孝和

令和5年7月10日付

東京 6150 飯野 茂
神奈川 2426 金子 達子
神奈川 2652 市川 秀明
長野 2597 梨本 豊水
大阪 2878 小川 康弘
大阪 3436 水野 耕路
奈良 218 寺地 清
石川 628 井尻 晴彦
沖縄 318 前里 盛治
山形 1022 横山 幸造
岩手 989 藤村 誠
岩手 1139 栃沢 光芳

令和5年7月20日付

東京 6348 砂子田幸男
千葉 1512 沼本 満
茨城 966 宮崎 光司
兵庫 1479 喜安 邦夫
愛知 1322 梶田 安男
岡山 1130 高島 賢二
福島 1178 大内 静夫
青森 610 三上 保

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和5年7月3日付

群馬 1101 石川 啓司

令和5年7月20日付

静岡 1763 石川 卓将
静岡 1870 小山 琢磨



「ちちろ虫」

深谷 健吾

民宿に静けさ戻りちちろ虫
朱の橋をくつきり映し水の秋
真つ青な空を残して野分あと
秋刀魚焼く煙行き交ふ両隣
背なの児の力も借りて鱚引く

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

耳遠き同志の会話雨蛙
ネクタイも肩書も過去冷奴
草引くや根気良き妻今は亡く
蟬時雨近づく程に山の寂

岐阜 堀越 貞有

松手入れ松より太き腕を持ち
始末書は雛型通り秋暑し
高原の草食み牧の馬肥ゆる
長き夜の推理小説解けぬまま

兵庫 小林 昌三

登校の列を励ます蟬時雨
熊蟬の声に起こされ登校日

山口 久保真珠美

一面に風吹き渡り麦の秋
疵の愛でし庭眺め居り夏至の夕

今月の作品から

深谷 健吾

蟬時雨近づく程に山の寂

島田 操

「蟬時雨」とは、夏の季語「蟬」の傍題。六月になると初蟬を聞く。梅雨が明ければ、一斉にいろいろな蟬の音が聞こえる。その降るような声を蟬時雨という。日中の声は暑い感じだが、朝夕聞く声は涼しい。句の眼目は、山の蟬時雨の光景を鳴き声即ち音に焦点を合わせての一句か。蟬時雨を追っかけて山の奥へ進むと蟬の鳴き声がだんだんと小さくなってゆく。即ち「山の寂」となる。蟬時雨の「動」と山の寂の「静」との取り合わせの妙に優れた佳句である。

堀越 貞有

松手入れ松より太き腕を持ち

「松手入れ」は、十月ごろ、松は新葉が完全に伸びきり古葉が赤くなつてくると、古葉を取り去り余分な芽は剪り樹形を整える。これを松手入れという。庭木の中でも松の手入れは難しい。庭師が来て丹念に手入れするのは時間の掛かる仕事だ。害虫が登らないように幹に菰がかけられて手入れが完了すると、見違えるほどさっぱりとする。いかにも松は風格を感じさせてくれる。松手入れは、根気のいるきめ細かな仕事である。松には古き大木もあり、小さな木などまちまち。松葉と太き腕との対照の妙が見事な佳句である。

小林 昌三

熊蟬の声に起こされ登校日

「熊蟬」とは、夏の季語「蟬」の傍題。俳句では、五月ごろ鳴きだす松蟬は春に、蝸と法師蟬は秋とし、その他のものを夏として扱ってきた。芭蕉が立石寺で句に詠んだ蟬はにいにい蟬。ミンミンミンと繰り返して鳴くみんみん蟬。シャーシャーと大声で鳴く大型の熊蟬などはもつともよく耳にする蟬である。蟬の一生は短く(成虫は一、二週間で命を終える)寝苦しい夏に寝足りない早朝から大声で鳴く熊蟬に起こされた子供の夏休みの登校日の情景を詠んだ俳諧味のある見事な家庭俳句である。

久保真珠美

一面に風吹き渡り麦の秋

「麦の秋」は、夏の季語。麦の熟したことで、またその頃の季節もいう。麦を収穫する頃、初夏ではあるが百穀収穫の時が秋であるためにいう。立春後、百二十日前後の五月下旬が麦刈りの時期とされる。ようやく強さを増した太陽のもと、新緑に取り囲まれて黄熟しきつた麦畑は鮮やかな対象を見せる。梅雨期を控え農業の仕事も忙しく、人々の立ち働く姿も見えている。提句は、新緑の中、吹き渡る薫風と黄金色の一面の麦畑の光景を活写した佳句である。

7月

19、20日

第2回広報部会

<協議事項>

- 1 令和5年度のウェブ広報の充実に係る具体的事業内容について
- 2 令和5年度のこども霞が関見学デーについて
- 3 法務省や日司連と連携した広報活動について
- 4 令和5年度に作成する広報ツールについて
- 5 受験者の拡大に向けた活動について
- 6 土地家屋調査士白書の作成について
- 7 連合会長とリモートで話そう企画について
- 8 土地家屋調査士会又はブロック協議会への情報提供について
- 9 担当者会同等の開催について
- 10 会報の編集及び発行について

26、27日

第3回総務部会

<協議事項>

- 1 令和5年度総務部事業の執行計画について
- 2 総務部所管の委員会等の委員候補者の選出について
- 3 商標利用に関する対応について
- 4 日調連関係法規集の作成について
- 5 総会等における質問要望及び土地家屋調査士会からの照会等について
- 6 土地家屋調査士会への助成について
- 7 顧問社会保険労務士について
- 8 貸倉庫として賃借している菅谷ビルの契約更新について
- 9 令和5年度第1回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 10 令和5年度第1回全国会長会議の運営等について
- 11 事務局職員の研修について
- 12 土地家屋調査士登録管理システムの再構築について

第2回財務部会

<協議事項>

- 1 予算執行の適正管理について
- 2 中長期的な財政計画の検討について
- 3 特別会計の在り方の検討について
- 4 親睦事業の検討及び実施について
- 5 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営について
- 6 国民年金基金への加入の促進について

- 7 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 8 大規模災害対策に関する検討について
- 9 令和6年度予算の策定方針について
- 10 事務引継書「第3 懸案、留意事項等」への対応について
- 11 資金運用について
- 12 令和5年度の財務部会等のスケジュールについて

第2回研修部会

<協議事項>

- 1 研修の企画・運営・管理・実施・検討について
- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発について
- 4 土地家屋調査士特別研修について

27日

第1回電子証明運営委員会

<協議事項>

- 1 令和6年度における電子証明書の有効期間満了に伴う発行について

27、28日

第2回研究所会議

<協議事項>

- 1 令和5年度の研究所事業及び研究方針等について
- 2 地籍問題研究会・日本登記法学会について

8月

2、3日

第1回業務部会

<協議事項>

- 1 令和5年度業務部事業の執行について
- 2 令和5年度各種委員会の委員選任(案)について
- 3 第80回定時総会における質問・要望に対する検討について
- 4 業務部会の開催日程について

8、9日

第1回社会事業部会

<協議事項>

- 1 令和5年度社会事業部の事業執行計画等について

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



7月16日
～8月15日

水道橋の周りには、妙に珍しくて、少し変わった「専門店」が存在している。プロレス好きには堪えられない「マスク(覆面)専門店」。昭和の香りが店の外まで漂う「中古レコード」専門店。マニアにはジッとしていられない「ボードゲーム」専門店や「かるた」に特化した専門店などが点在している。いずれも、その存在感は際立っており、今や街の顔とも言える。私たち土地家屋調査士も「不動産の表示に関する登記」と「土地の筆界を明らかにする業務」の専門家として、それぞれの地域で彩りを放し続けていきたい。

7月

19日 三者打合せ(狭あい道路解消に向けた取組等について)

前期からの取組の一つに「狭あい道路解消シンポジウム」を全調政連、全公連とともに開催し、この問題を社会に提起する企画を進めてきたところであり、この日は三団体の担当者による打合せを行った。

20日 日本司法書士会連合会への挨拶

日本司法書士会連合会とは、様々な場面において協調体制を構築しており、高倉専務理事、花岡常務理事と共に今期の両連合会における連絡体制等の確認も含めて、ご挨拶に伺う。

20日 法務省民事局民事第二課長着任の挨拶の対応

多くの場面においてお力添えをいただいていた藤田法務省民事局民事第二課長が異動されることとなり、後任の大谷課長が着任のご挨拶に来られ、会長室にて対応させていただいた。大谷新課長には、これまでも改正民法・改正不動産登記法・相続土地国庫帰属法等の立案段階からお世話になっており、今後もよろしくお願ひさせていただいた。

26日 日本公認会計士協会 第五十七回定期総会懇親パーティー

日本公認会計士協会の定期総会懇親パーティーに出席するため、会場の帝国ホテル・孔雀の間に向かう。多くの国会議員の先生方も参集されており、日頃のご厚情に御礼の挨拶をさせていただいた。

27日 日本税理士会連合会 第67回定期総会懇親会

日本税理士会連合会の総会懇親会も帝国ホテルにて開催され出席。太田新会長ともご挨拶させていただき、今後も情報交換及び意見交換させていただくようお願いさせていただいた。

28日 日本測量者連盟役員会

日本測量者連盟は、国際測量者連盟(FIG)の国内組織として設立されており、日調連として理事を仰せつがっている。この日は、2022年度の活動報告が行われるとともに、今年度の事業計画案、予算案が審議された。

29日 地籍問題研究会令和5年度第35回定例研究会

今回の第35回定例研究会は、メインテーマとして「DX時代の地図編製2～新たな地図作成制度の考察～」と題した基調講演の後、3本の報告をいただいた。地籍問題研究会が誕生して12年、私の中では定期的な楽しみ企画として定着している。

31日 大阪会令和5年度本・支部役員研修会における講演の講師

大阪土地家屋調査士会では、役員が改選されると「役員研修会」を開催することが恒例となっているようで、私自身三度目の講演依頼のお声掛けをいただいた。大阪の中心部の会場に本会・支部の役員の皆さんが一同に会し、様々な角度から勉強をされている姿には、感銘を覚える次第である。

8月

1日 第23回あいち境界シンポジウム

23回目を迎える「あいち境界シンポジウム」の今回のテーマは「関東大震災から100年 どうする防災！」である。基調講演をいただいた名古屋大学名誉教授の福和先生のユーモアの中にも来場者への配慮や新鮮な切り口での講演とともに、「すべての人が本気になる！」とのメッセージは感動したところである。

7日 衆議院議員かみかわ陽子アフタヌーンセミナー
法務大臣として三度の就任をされた、上川陽子先生のセミナーに出席。会場は用意した椅子が足りなく

なるほどの熱気の中、上川先生からの国政報告と政治理念を拝聴させていただいた。

各土地家屋調査士会へ発信した文書

7月16日～8月15日

発信文書の詳細(入手)につきましては直接所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

7月

18日 土地家屋調査士試験日ポスター(データ)の送付について

19日 第18回土地家屋調査士特別研修教材Ⅱの正誤表の配布について(お願い)

20日 調停人養成講座(基礎編)について(参考送付)

20日 区分所有法制の改正に関する中間試案に関する意見募集について(依頼)

27日 令和5年7月7日からの大雨により被災した会員の被害状況の報告方について(依頼)

8月

2日 不動産登記令等の一部を改正する政令案に関する意見募集について(依頼)

4日 土地家屋調査士フォーラムについて(参考送付)

4日 国有農地測量・境界確定委託事業について(お知らせ)

4日 日本土地家屋調査士会連合会令和5年度第2回理事会議事録

4日 新様式による領収証の頒布の一時停止について(お詫び)

7日 NTTタウンページ株式会社が発行する電話帳への掲載者の確認について(お願い)

9日 土地家屋調査士賠償責任保険における使用人土地家屋調査士の加入について(お願い)

10日 地理空間情報を活用したビジネスアイデアコンテスト「イチBizアワード」について(お知らせ)

14日 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部改正について(お知らせ)

編集後記

今年も連日記録的な猛暑が続いてきましたが、皆様の夏はいかがだったでしょうか。現場仕事もこなさなければならぬ土地家屋調査士会員の皆様におかれは、引き続き体調管理は怠りませんように願います。

異常なほどの暑さといえば、年齢的に50代後半に差し掛かる私も、つつい子供時代の夏休みと比べて「昔は30度を超える日ってあまりなかったよね」なんて年寄りくさい感想を述べたりもします。そこで少し調べてみました。

私が遊び盛りの小学6年生だったのは1980年だったので、当時の地元(兵庫県明石市)の8月の気温を気象庁のウェブサイトから拾い上げてみました。すると、最高気温が30度を超えた日がお盆の14・15・16の3日間連続と月末の26の4日のみ。しかも30.4度が最高気温と記録されていました。

引き換え、昨年(2022年)の8月のデータでは、17日と30日のみが30度未満。それ以外は全て30度を超えています。つまり1980年では気温30度を超えた日が4日しかなかったが、2022年では気温30度

超えが29日もあったことになります。気温30度を超えた真夏日が25日も増えたことになるのです。

冒頭の私の感想が正しいことがデータで証明されました。が、喜んでばかりもいられません。子供時代の記憶に残る夏とは全く性質の異なる環境で過ごさなくてはいけなくなったのですから。

そこで今年の真夏対策として現場用作業着は、ストレッチ素材でUV対策の施されたものに変更しました。作業着ストアで最近良く目にする、軽くてスタイリッシュなワークスタイルです。さらにその上に重ねる空調服も初めて買ってみました。昨年までとは全く異なる出で立ちで熱中症対策を行い、倒れることなく無事に真夏を乗り切ることができました。

昨年とは全く異なるといえば、今月号では今期就任した専務・常務・常任理事の挨拶を掲載しております。前号で紹介した正副会長とともに、これから二年間連合会の事業を通じ、変わりゆく時代と環境に適した土地家屋調査士制度の発展を目指して参ります。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

お知らせ

兵庫県土地家屋調査士会から土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の「登記制度創造プロジェクト」としてスタートした中国自動車道社パーキングエリアにおける「日本標準時子午線の可視化事業」について工事施工中であったところ、NEXCO西日本の下り線側パーキングエリア工事完了に伴いこの度無事に完成したとの報告を受けましたのでここでお知らせします。

